

平成30年3月12日

◎梶原委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会します。

(9時59分開会)

《農業振興部》

◎梶原委員長 それでは、農業振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項につきまして総括説明をします。

まず、当部にかかわります議案ですが、平成30年度の一般会計予算及び特別会計予算に関する議案、平成29年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算に関する議案、条例その他議案7件です。

議案に関する補足説明資料、青色のインデックス農業振興部をつけた資料の1ページをお開きください。

平成30年度農業振興部予算見積総括表をお示ししています。

平成30年度の一般会計総額は139億2,696万2,000円で、対前年度比は110.0%になっています。増額の主な要因としましては、農業クラスターに関連する事業や、国の事業を活用した次世代型ハウスの整備、環境制御機器の導入への支援、ため池や圃場の整備などの公共事業の増などによるものです。

また、特別会計の農業改良資金助成事業は6,816万1,000円、対前年度比83.9%となっています。減額の主な要因は、農業改良資金の償還が進み、国への償還金が減少したことなどによるものです。

次に、平成30年度当初予算の主な事業の概要について御説明をします。

2ページをお願いします。

平成30年度当初予算の主な事業を産業振興計画の5つの柱と南海トラフ地震の取り組みに沿って整理した重点施策体系表です。

事業の詳細については、後ほど各課長のほうから御説明しますので、私からは、大きな柱ごとに新規事業と拡充する事業を中心に説明をします。星印が新規事業、二重丸が拡充等です。

まず、第1の柱、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化です。

次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進では、新たにN e x t次世代こうち新施設園芸システムへの進化に取り組むこととしています。これまで普及を進めてきた環境制御技術に加えまして、I o TやA I技術を活用し、さらなる収量の増加や高品質高付加価値化、省力化を目指してまいります。

また、二重丸の次世代型ハウス・農業クラスター促進事業では、露地園芸作物の生産拡大に必要な機械設備の導入や農業クラスタープランを実施する中で生じた課題を解決するために必要な経費を支援することとしています。さらに、大規模な次世代団地を整備するためには一定まとまった農地が必要となりますことから、土地の集積を促すための支援も行ってまいります。

水田農業の振興では、極わせ米の新品種よさ恋美人の知名度向上と販路拡大、栽培技術の確立に取り組んでまいります。

畜産の振興では、IoTを活用した次世代こうち新畜産システムの実証実験を始めるほか、レンタル畜産施設等の整備を支援することなどにより、生産基盤の強化に取り組んでまいります。また、新食肉センターの整備を検討するために必要な経費を計上しています。

次に、第2の柱、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築です。

二重丸の中山間地農業ルネッサンス事業費では、複合経営拠点及び集落営農法人の事業戦略の策定及び実行を一元的にサポートするアグリ事業戦略サポートセンターを新たに設置し、支援体制を強化することにより、さらなる経営発展を支援してまいります。

3ページをお開きください。

次に、第3の柱、流通・販売の支援強化です。

二重丸の新需要開拓マーケティング事業費では、県産園芸品等のさらなる効果的な販路拡大を図るため、卸売市場への業務委託について重点品目の設定や地域に応じた取り組みなど、戦略性を持たせた見直しを行うこととしています。

次に、第4の柱、生産を支える担い手の確保・育成です。

新規就農者の確保・育成では、さらなる新規就農者の確保に向け、産地提案書のブラッシュアップに取り組むとともに、就農相談活動や就農関連情報の発信を強化してまいります。また、畜産の担い手確保に向け、圏域エリアでの畜産版産地提案書の策定を進めるとともに、畜産試験場内に担い手育成用の畜舎を整備し、畜産版の担い手育成センターとして機能を持たせることとしています。

二重丸、農業担い手育成センター研修推進事業費では、農業担い手育成センターにおいてこれまで行っていた期間別の研修コースを、自営就農や移住就農などの目的別コースに見直すことにより、新規就農者の安定確保、研修生のスムーズな移住就農につなげてまいります。

家族経営体の強化及び法人経営体の育成では、潜在的な労働力の掘り起こしや援農者の受け入れ体制の強化、農作業現場へのカイゼン方式の導入等に取り組み、農業労働力の確保及び農業経営の発展を図ってまいります。

次に、第5の柱、地域に根差した農業クラスターの形成については、ここの柱に整理し

ました事業が全て再掲の事業となっていますので、説明は省略します。

最後に、第6の柱、南海トラフ地震対策の推進です。

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震の被害を最小限に食いとめるため、津波避難路の整備、ため池の耐震化、農業用燃料タンクの安全対策といった取り組みを継続してまいります。

以上が平成30年度農業振興部当初予算の概要です。

当初予算では、このほかに債務負担行為がありまして、協同組合指導課、環境農業推進課、畜産振興課、農業基盤課の4課が該当しています。

続きまして、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算議案について御説明をします。

お手元の資料No.④議案説明書（補正予算）をお願いします。

173ページです。

今回の補正額は、計の欄にありますとおり総額で10億7,308万3,000円の補正をお願いするものであり、競馬対策課を除く全ての課で補正予算を計上しています。

増額の主なものとしまして、JAグループ高知が高知市内で計画を進めています大規模直販所の整備など、国の補正予算に対応するため、協同組合指導課、環境農業推進課、産地・流通支援課、地域農業推進課、畜産振興課、農業基盤課におきまして、必要な予算を計上しています。

繰越明許費については、該当しますのは、農地・担い手対策課、環境農業推進課、産地・流通支援課、地域農業推進課、畜産振興課及び農業基盤課の6課です。

続きまして、条例その他議案ですが、今回、農業振興部からは、高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案など計7件の議案を提出しています。

なお、詳細については、後ほどそれぞれの担当課長から御説明をします。

続きまして、報告事項について御説明をします。

まずは、第3期産業振興計画（農業分野）の平成30年度の改定のポイント等についてです。

第3期計画について、本年1月16日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会農業部会で、部会員の皆様方から、農業分野の本年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性についての評価、意見をいただきましたので、御報告します。

次に、日EU・EPA及びTPP11の高知県への影響等についてです。

昨年末、国は定量的な日EU・EPA及びTPP11の影響試算を発表しました。これを受け、本県における日EU・EPA及びTPP11の影響について試算をしました。

なお、定性的な影響も含めた試算結果については、後ほど農業政策課長から御報告をします。

最後に、高知県新食肉センター整備検討会についてです。

2月2日に、新食肉センターの整備に向けた第7回の検討会を開催しました。今回の検討会では、新センターは屠畜に加え、競り、加工、卸売などを行うこと、県とJAなどが出資して新たな法人を設立すること、県、市町村、JAなどが整備費用を負担することなどを内容とする意見の取りまとめを行っていただきました。

なお、同検討会での検討状況、今後の対応の詳細につきまして、後ほど畜産振興課長から御報告をします。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等についてを添付しています。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の開催実績などについて記載をしています。

以上で私からの説明を終わります。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎梶原委員長 まず、農業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 当初予算の説明に当たりまして、まず第3期産業振興計画の農業分野の平成30年度の改定のポイントにつきまして、各課の当初予算とも関連しますため、私のほうから総括的な説明をさせていただきます。

議案に関する補足説明資料の赤色のインデックス農業政策課の資料をお願いします。

こちらの資料は、第3期産業振興計画（農業分野）の全体像をイメージしたものとなっています。

第3期産振計画の農業分野におきましては、地域で暮らし稼げる農業を目指す姿を掲げまして、生産、流通販売、そしてそれを支える担い手の確保・育成の3つの取り組みをさらに強化し、農業の拡大再生産に向けた好循環を実現するため、5つの取り組みの柱のもと、さまざまな施策を進めているところです。

資料の一番上段の分野を代表する目標についてですが、昨年12月に公表されました飼料用米の交付金を含めた平成28年の本県の農業産出額等は1,152億円となりまして、目標設定年度の10年後の平成37年の目標であります1,150億円を超えることとなりました。これは、全国的な天候不順などによりまして、野菜などの単価が高かったことが大きな要因ではございますが、これまで取り組みを進めています、環境制御技術の普及などによる効果が徐々に見え始めてきているものと考えています。この流れを断ち切ることなく、さらにスピード感を持って着実に取り組みを進めていくために、本年度新たに見えてきました課題も踏まえまして、来年度、それぞれの取り組みをバージョンアップしたところです。

それぞれの柱ごとに主な事業をぶら下げて記載していますが、各項目の頭に丸新や丸拡と記載をしていますものは、来年度、それぞれ強化、拡充を図った事業です。

それぞれの事業のバージョンアップのポイントについては、予算の説明とあわせて、後ほど担当課から順次御説明をします。

それでは、当課の平成30年度一般会計当初予算案について御説明をします。

資料No.②議案説明書（当初予算）の345ページをお願いします。

まず、歳入予算ですが、8 使用料手数料の7目農業振興使用料156万5,000円については、農業振興センターの目的外使用に係る庁舎等使用料です。

9 国庫補助金の7目農業振興費補助金6,746万7,000円については、お米の経営所得安定対策推進事業に対する国庫補助金を計上しています。

次の346ページをお願いいたします。

歳出予算につきまして、平成30年度の当課の歳出予算総額は6億1,996万2,000円となっており、前年度比では700万円余りの減、率では1.1%の減となっています。

主な事業につきまして、右の説明欄で説明をします。

まず、2 総合調整費は、国への政策提言や情報収集、市町村や関係機関との連絡調整などに必要となります事務経費、部内の病休代替等の臨時職員の雇用経費など、部内の総合調整に係る活動経費です。

3 の農林業基本対策審議会経費は、本県の農業振興のための基本的な施策などについて御審議をいただき、高知県農林業基本対策審議会の運営に要する経費で、委員報酬と事務経費につきまして2回分の経費を計上しています。

次のページにかけましての4 農業振興センター運営費については、県内5カ所の農業振興センターの運営に要する経費で、庁舎管理に係る清掃等の委託料のほか、臨時職員の雇用経費や需用費等の活動経費を計上しています。

5 農業振興センター施設整備費の設備改修工事設計委託料260万1,000円については、香美農林合同庁舎の空調設備が老朽化をしており、改修工事が必要なため、来年度は設計委託料を計上しています。

6 経営所得安定対策推進事業費の経営所得安定対策推進事業費補助金については、国による経営所得安定対策等への農業者の加入推進を図るため、市町村や地域農業再生協議会等が取り組みます加入推進活動や要件確認等に要する経費を補助するものです。

その下の米需給調整総合対策事業推進費補助金については、米の需給調整や水田を活用した転作作物の生産振興に向けまして必要となります、市町村の活動経費を補助するものです。

8 のこうち農業確立総合支援事業費は、地域の特性を生かした農業の確立を図るため、市町村等が主体的に行う近代施設の整備などに要する経費を補助するものです。

以上が30年度一般会計当初予算案の概要です。

続きまして、平成29年度2月補正予算案の概要説明をします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の175ページをお願いします。

なお、歳入予算の補正については、歳出と連動しており重複しますので、説明は省略します。

歳出予算につきまして、全て減額補正となっています。

右の説明欄で説明をします。

まず、1 経営所得安定対策推進事業費のうち経営所得安定対策推進事業費補助金については、国からの割り当てが当初予算額を下回ったため減額するものです。

また、米需給調整総合対策事業推進費補助金については、市町村の事業実績が見込みを下回ったものです。

2 のうち農業確立総合支援事業費については、市町村等の事業実施主体において予定をしていました事業の実施を見合わせたものがありましたことや、入札残などによりまして事業費が見込みを下回ったため減額するものです。

補正予算については以上です。

次に、条例その他議案について御説明します。

資料は、議案に関する補足説明資料の赤色のインデックス農業政策課の3ページをお願いします。

高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案の概要について御説明をします。

本審議会は、本県における農林業の振興を図るための基本対策に関する必要事項を調査審議する諮問機関として条例に位置づけしています。審議する内容としましては、生産と流通対策、構造対策など7つの項目となっており、これらについて専門的に審議をするため、農業部会など5つの部会を置くことができるようになっています。

改正の理由といたしましては、3 改正理由に記載のとおり、当審議会では農村地域工業等導入促進法に沿って、農村地域への工業等導入対策を審議事項の一つとしてしているところですが、同法が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正されたことを考慮しまして、2 の条例改正の内容に記載のとおり、第2条の審議会の審議事項のうち、第6号農村地域への「工業等導入対策」に関するものを「産業導入対策」に関するものに改めるとともに、第8条の部会の名称のうち、第5号の「農村工業部会」を「農村産業部会」にそれぞれ改めようとするものです。

以上で農業政策課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど補正のところでも、こうち農業の確立総合支援事業費で予定していた市町村等が見合わせたこともあったとお聞きしているんです。市町村が主体的になってやる事業で、農業の強化を目指す上では大事な事業だと思うんですけども、それがどうい

う状況だったのかということと、市町村から出た事業について、審査会にどれくらい上がってきて、どれくらい審査会でだめという状況になったのかという、そこを教えてください。

◎池上農業政策課長 まず、昨年度当初予算の段階で要望がございましたものの諸事情により見送りとなりましたものは、昨年度が合計で7件から8件程度です。その中には、昨年度の事業実施を見送ったものの、本年度にまた予算計上を改めてしておるものもございます。

それから審査会上がってきたもののうち、審査会ではねられたものについては、本年度は0件です。

◎塚地委員 諸事情はどういう状況なんですか。

◎池上農業政策課長 例えば高知市の鏡地区の鏡村の直販店組合が、昨年度、POSシステム、それから冷蔵庫を導入しようとして要望が上がってきておったものがございますけれども、組合のほうで計画を整理し切れずに、組合のほうから断念してきたようなものもございます。それから、例えば香美市で、ネギの移植機を導入したいということで要望が上がってきたものについては、JAの中での検討に時間を要するために29年度の事業実施は見送りとなったもの等です。

◎塚地委員 大いに活用を広げていただいたらいい事業ですので、市町村の皆さんも結構現場が忙しいじゃないですか。そこの部分に県として積極的にかみ込んでいただいて、事業の精査なり支援なりは大事やと思うんです。市町村の農業担当という人がなかなか専属でない状況も小さいところにはあったりするので、そういうところへの目配りをぜひよろしくをお願いします。

◎大野委員 関連して。

以前は、この事業は農協から上がってきて市町村が申請するのが大体王道なパターンやったんですけども、現在、形も変わってきて、農協も役場との連携はなかなかとりづらいうような状況もあるんじゃないかなと思うんですが、時系列でもええんですけど、以前と比べて何か地域的な偏在がないかですよね。例えば、前は吾北地域は結構上がってきたけれども最近上がってきていないとか、そんな地域的な偏在はないものでしょうか。

◎池上農業政策課長 平成29年度の事業実績の予定、まだ見込みですけれども、14市町村で活用いただく見込みとなっていて、ざっと申し上げますと、高知市、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、大川村、中土佐町、越知町、津野町、四万十町、三原村、黒潮町ということですので、これを見ますと、地域による偏在はそこまでのものではないかと感じています。

◎大野委員 以前と比べて農協も営農的な力がちょっと弱ってきている部分もありますの

で、それこそ市町村とか県との連携も大事だと思いますので、ぜひ支援のほうよろしくお願ひします。

◎横山委員 関連して。こうち農業確立総合支援事業費補助金、去年の当初予算が7,600万円でことしが7,100万円と、予算を拡充していったら市町村にとってありがたいのかなと思ったのがあって、その辺に関してどうでしょうか。

◎池上農業政策課長 30年度の当初予算につきましても、例年と同様に市町村からの要望をお聞きして計上しています。それで市町村から上がってきたものについて、30年度の当初につきまして、例えば私どものほうで予算の上限があるので切ったということはございません。全て計上しています。

◎横山委員 クラスター事業で、クラスター加算とか産地パワーアップを使ったりとか、いろんなメニューを取りそろえていただいていることに対して、本当に市町村はありがたいんだろうと思っていますし、また予算をしっかりと、そういうフレキシブルな対応を引き続きよろしくお願ひします。

◎梶原委員長 1点だけお聞きします。

先ほど課長から御説明いただきましたように、農業産出額等々は10年後の目標の金額に達しているというお話をいただきましたが、野菜の高騰等々、主な原因があるとおっしゃられたように、野菜、果樹、花卉、それぞれ主要品目の生産のトン数自体は、26年度から少し減少した数字になりながらも、そういう金額であると。しかしながら、これからしっかり本当に地力、体力をつけてその目標金額を平年で出せるようにという取り組みをしていかなければと思う中で、今年度新たに見えてきた課題に基づいて新規、拡大、こういった予算編成をされているという御説明をいただきました。今年度、これまでの取り組みの中で新たに見えてきた課題といっても、細かいことまで言えば、それぞれ柱に据えられていることが課題であり取り組むべきことですが、そういう課題をいかに捉えてこういう予算編成でさまざまな事業を組まれたのか、その辺を御説明いただけますか。部長でも構いません。

◎笹岡農業振興部長 例えば先ほど、農業産出額が10年後の目標をクリアしたというお話をしました。そこについては、やっぱり一過性のものであるところも我々はちょっと感じています。やはり、全国的な天候不順によって野菜の値が高騰した。幾ら環境制御技術を導入して産出量がふえてきたといっても、まだ我々満足するところには行ってないなど。ただその中でも、要は全国のいわゆる野菜の生産の減り幅がかなり大きくどんと落ち込んでいるような状況の中であって、高知県も落ち込んではいますけれど、その落ち込み方が全国のトレンドよりは緩やかだったところもございます。ただ、一過性のものであって、これをアベレージ的に、高知県としてはどんどん底上げをしていきたいということがあって、そのためにN e x t次世代という取り組みをやります。これはI o TとかA Iを活用

して産出量をふやすということもさることながら、超品質、超付加価値化を求めているような新しい技術を駆使してやっていこうと。例えば出荷予測システムをつくりまして、いわゆる一番いいときに一番大量に野菜が市場に送れるような、そういうことができないかとか、そういうふうな取り組みもやっていって、農業者の方々が少しでも多く稼げるような、そういった取り組みをこれからどんどん強化していきたいと。そういった視点でもって、今回の新年度の予算はその取り組みを始めるための先駆けとなるような形にしたい、しようと、そういうことで編成しています。

◎梶原委員長 わかりました。所管の各課でまた御質問あるかと思いますが、よろしくをお願いします。

以上で、質疑を終わります。

〈農地・担い手対策課〉

◎梶原委員長 次に、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎元木農地・担い手対策課長 当課の平成30年度一般会計当初予算と平成29年度2月補正予算案につきまして御説明をします。

初めに、平成30年度の一般会計当初予算の概要につきまして御説明をします。

お手元の資料No.②議案説明書（当初予算）の349ページです。

歳入は349ページから350ページに記載をしていますけれども、後ほど歳出予算で御説明をします事業の執行に係る国庫補助金等につきまして計上をしているものです。

なお、349ページの下から3行目にある基金繰入金の9,197万1,000円については、農地中間管理事業費等を実施するため、国からの補助金を高知県農業構造改革支援基金に積み立てるものから、当年の事業の実施のために繰り入れるものです。

次に、歳出予算を御説明します。

351ページをお開きください。

平成30年度当初予算です。

農地・担い手対策費と農地調整費の2目で構成されていまして、351ページ一番上の欄の総額ですが、11億3,797万5,000円でして、前年度の当初予算に比べまして1億5,127万5,000円、額でいいますと約12%の減額になっているところです。

主な歳出予算につきまして、351ページの下にある農地・担い手対策費から御説明をします。

同ページの右側の説明欄の2農業経営基盤強化促進事業費です。こちらの2つ目、担い手経営発展促進事業費補助金ですが、認定農業者へのフォローアップ活動などに要する経費とか研修会の開催など、農業経営の発展への支援に要する経費を補助するものです。

次の農業経営者支援事業費補助金です。こちらは、農業者に対する経営相談、専門家の

派遣、セミナーの開催などに要する経費とか法人化などの取り組みに対して補助するものです。

次の経営体育成支援事業費補助金です。こちらは、地域の中心となる経営体であります新規就農者や規模拡大を志向する農家等、こちらが機械や施設の整備に要する経費を市町村を通じて補助するものです。

次の352ページ右側の上から3行目、3農業委員会等対策費です。こちらは、市町村の農業委員会や県の農業会議が農業委員会法に基づき実施をします農地の利用調整などの活動等に要する経費、また農業委員会の委員手当や職員設置費等に充てる交付金となっているものです。

その下の4新規就農総合対策事業費です。こちらは、本県農業の担い手となります新規就農者の確保育成を図るものです。

そこから2行飛びました新規就農総合対策事業費補助金は、県の農業会議とか農業公社が行う就農希望者への相談活動などの取り組みに要する経費を補助するものです。

その下の新規就農推進事業費補助金、こちらは、産地みずからが求める人材を募集する産地提案書に基づきまして、新規就農者の受け入れ体制の整備、実践研修、親元就農を総合的に支援するために、県の農業会議と市町村に対して必要な経費を補助するものです。

その次の農業次世代人材投資事業費補助金です。こちらは、国において平成24年度から28年度まで実施していました青年就農給付金が平成29年度から名称変更となりました事業です。

事業の内容については、準備型と経営開始型がございます。準備型については、就農予定の年齢が45歳未満で、独立就農とか親元就農または雇用就農を目指して、県の認める先進農家等の研修先で研修を受ける者に対して、最長2年間、年間150万円の資金を交付するものです。また、経営開始型については、独立自営で農業を始めました45歳未満の農業者に対しまして、開始直後の最長5年間、市町村を通じて支援するものです。交付する資金の額は、前年の所得に応じて変動するものですが、年間最高150万円となるものです。

その次の項目、情報発信等委託料です。こちらは、東京、大阪等で開催します就農相談会に参加者を呼び込むための情報発信の強化業務につきまして、プロポーザル方式で新たに委託をするものです。

ここで、新規就農者の確保育成に関するバージョンアップの詳細につきまして別途御説明をします。議案に対する補足説明資料の赤いインデックス農地・担い手対策課の1ページ目です。

産地提案型の担い手確保対策につきまして、その取り組みの強化についてです。

こちらの資料の左の上にごございますように、昨年12月の時点ですけれども、産地提案

書の取り組み、31市町村、57提案、募集の人数については117人ということで、赤字で記載してはいますが、このような形で取り組みが広がっている状況でございます。しかしながら、こちらの資料の右上の課題の欄でございますように、産振計画の目標である新規就農者年間320名の確保に向けては、これからもまだ産地提案書のさらなる増加、募集人員の拡充に向けた取り組みを強化していく必要があると考えているところです。また、産地提案書に取り組んでいます31市町村のうち10市町村では、いまだその受け入れの実績がございませんことから、そのような市町村を中心に、受け入れ体制の強化とか産地提案書の中身のブラッシュアップ、こちらが必要であると考えているところです。

そこで、来年度ですけれども、資料の下段のほうにある課題に向けたバージョンアップの欄、①です。産地提案書の募集枠の倍増とか、また提案書のブラッシュアップに取り組むこととしています。また、中ほどの②ですけれども、県の主催します新規就農相談会を別途開催すること、こちらを拡充することなどによりまして、新規、新たに就農を希望される方々との出会いの場をより一層確保してまいりたいと考えています。さらに、右側の③ですけれども、SNSなどを活用しまして就農関連情報を本県から積極的に配信を強化していくということです。そのような形で就農相談会へ相談者を呼び込んでいきたいと考えているところです。

なお、こちらのページに記載のある畜産に関する取り組みですけれども、こちらは別途担当課より御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の353ページにお戻りください。

一番上の1行目、5農地流動化事業費の1つ目ですけれども、農地中間管理事業費補助金、こちらは農地中間管理機構が行います賃借による担い手への農地集積に係る費用を補助するものです。

なお、本県では、県の農業公社を農地中間管理機構として指定をしているところです。

その次の農地流動化支援事業費補助金、こちらは農地中間管理機構が担い手の育成と農地の有効活用を図るために、農地の売買による利用集積を円滑に推進するために補助するものです。

その次の農地集積交付金ですけれども、こちらは農地中間管理機構に対してまとまった農地を貸し付けてくださった地域や担い手への農地集積集約化に協力する農地の出し手に対して、市町村を通じて、貸し付けた農地の面積に応じた協力金を交付するものです。

次の園芸団地整備円滑化事業費補助金です。こちらは、園芸団地の整備を推進するために、基盤整備に伴います地元の負担の軽減に要する経費につきまして補助をするものです。

その次の6農地活用推進事業費の1つ目、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金です。こちらは、今後の地域農業のあるべき姿等につきまして地域で話し合い取りまとめる

人・農地プランの見直しなどに必要な経費を市町村に対して補助するものです。

その次の荒廃農地等利活用促進交付金です。こちらは、農業者等が荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う取り組みに必要な経費に対しまして、市町村を通じて補助をするものです。

その次の7番農業構造改革支援基金積立金です。こちらは、農地中間管理事業の実施に当たりまして、国から配分された補助金を造成した県の基金に利息を積み立てるものです。

続きまして、このページの一番下にある農地費、1目農地調整費を御説明します。

354ページをお願いします。

上から2行目、2農地調整関係事業費です。こちらは、農地法に基づきます農地の利用調整や転用許可などを適正に行うための事務的な経費です。

3番国有農地等管理事務費です。こちらは、農水省の所管します国有財産である国有農地及び開拓財産の適正な管理や売り払いなどに要する経費です。

以上で平成30年度の一般会計当初予算案の概要説明について終わります。

引き続きまして、平成29年度2月補正予算案の概要について御説明をします。

資料No.④番議案説明書（補正予算）の176ページをお開きください。

歳入です。こちらは、主に事業費の減額に伴います国庫補助金等の減額につきまして記載をしているものです。

177ページの一番上の行が、当課の補正額です。総額で3億2,908万5,000円の減額となっています。

その下の農業費、2目の農地・担い手対策費から御説明をします。

177ページの右側の説明欄をごらんください。

まず、2の農業経営基盤強化促進事業費です。この農業経営向上支援事業費補助金ですけれども、法人化を予定していました集落営農組織が設立を見送ったことなどによりまして減額をしているものです。

その1つ下の経営体育成支援事業費補助金ですが、事業採択のなかったことによりまして減額をするものです。

次の3農業委員会等対策費については、178ページですけれども、この一番上の行、農地集積支援事業費補助金については、農地の利用状況の調査の期間の短縮とか臨時職員の雇用の見込みを下回ったことなどにより減額をしているものです。

また、次の農業委員会等交付金ですけれども、国から割り当てられています農業委員会交付金が当初の見込み額を下回ったことなど、また農地の利用最適化交付金の活用見込みが当初より下回ったことなどによりまして減額をするものです。

次の4新規就農総合対策事業費のうち新規就農推進事業費補助金ですけれども、こちら

は交付の対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして事業費を減額するものです。

その次の農業次世代人材投資事業費補助金ですが、こちらは準備型及び経営開始型におきまして給付対象者が当初の見込みを下回ったことにより減額をするものです。

次の5農地流動化事業費の1つ目、農地中間管理事業費補助金ですが、こちらは農地の借り入れに係る賃料、保全管理費、市町村への業務委託費等が減少したことによるものです。

次の農地集積交付金ですけれども、こちらは交付対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして減額をするものです。

6番農地活用推進事業費の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金です。こちらは、市町村の活動費が当初の見込みを下回ったことなどによりまして減額をするものです。

次の荒廃農地等利活用促進交付金は、耕作放棄地の再生面積等が当初の見込みを下回ったことなどによりまして減額をするものです。

7農業構造改革支援基金積立金は、国から配分された補助金を造成した県の基金の利息分を減額するものです。

続きまして、179ページをお願いします。

6目産地・流通支援費のうち、右側にある1次世代施設園芸推進事業費の園芸団地整備円滑化事業費補助金です。こちらは、事業活用面積が当初の見込みを下回ったことなどによりまして減額をするものです。

続きまして、次の180ページをお願いします。

繰越明許費につきまして御説明をします。

6目産地・流通支援費の次世代施設園芸推進事業費は、対象地区の工期完了が次年度7月になることから、園芸団地整備円滑化事業費補助金の繰り越しをお願いするものです。

以上で平成29年度一般会計補正予算案の説明概要を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 農地ですわね、貸したほうと、それから受け手のほうと、これはアンバランスな状況になっていますね。

◎元木農地・担い手対策課長 御指摘をいただきましたように、確かに貸すほうが受けるほうよりも提供が多くなっている状況にございまして、どうしても、受けるほうにおきましては、優良な農地を望んでいるという現実がございます。貸すほうにおきましては、その条件にマッチするものが十分に出てきていない状況がございます。これによりまして、マッチングの実績が十分に上がっていない状況は、県下において見られるところです。

◎土森委員 補正から言いましょうかね。農業次世代人材投資事業の補助金も減額になっ

ていますね。当初の見積もりよりか少なかったということですが、当初はどれくらい見積もっていますか。

◎梶原委員長 本年度予算の次世代人材投資事業費補助金、当初予算で幾ら組まれて今回1億円、2億円弱の金額を減額されたのか、その数字も踏まえてお願いします。

◎元木農地・担い手対策課長 次世代人材投資事業ですけれども、国の事業で、どうしても年度当初に各市町村などにおいて計画を見積もるところがございます。そうした観点で、実際の計画から実績については減額をする状況にあることがまず前提条件でございます。

そのような中で、平成29年度の実績についてです。

まず、準備型ですが、当初の予定をしていました対象は、75名の方を見込んでいましたけれども、実績については46名ということでして、4,700万円の減額をしている状況です。また、経営の開始型です。当初の見積もりをしていました367名に対しまして実績の見込みが265名で、減額が1億5,153万7,000円でして、合計で1億9,864万円の減額になっている状況です。

◎土森委員 この事業は本当にいい事業でね。対象者が当初の見積もりより減ったということですが、これを減額補正をせないかんのは、ハードルが高いんですか。

◎元木農地・担い手対策課長 こちらの予算が減額をしたということですが、事業を活用した者の実績という観点で見ますと、実績は減ってはおりません。あくまでも当初に見積もった見積もりが若干強目に見積もった状況がございます。そのような形での減額を要しているものですので、実際に活用した者ということで見ますと、対前年でさほど人数のほうは変わっていない状況です。今年度の見積もりとしましては、もう少し精査をいたしまして、実態に応じた形で国費を要求する形で精査をしている状況でございます。

◎土森委員 国に予算要求する場合には大きく見積もって、実績は少ないという、こういうケースが多いんですけれどね。とにかくこういう事業は繰り越しがないようにしっかり対応していただくということにしないと、もったいない思いがしますね。新規で参入してくる人たちも多くふえてきていますからね。それと、今年度の予算、4億9,500万円ぐらいですね。これはどれぐらいのものに対応した予算になりますか、国に予算要求しますから、当然見積もっているとは思いますが。

◎元木農地・担い手対策課長 こちらですけれども、先ほども少し申し上げたところで、対象者の実績を踏まえて適正な形で見込みというところですので、準備型につきまして、その実績を加味した形で、そこに近い形での予算額を見ていく状況です。

◎土森委員 それでは、29年度の実績を踏まえてことしの予算を組んだということですか。

◎元木農地・担い手対策課長 その実績を踏まえていきたい部分もありますけれども、一

方で、特に経営開始型等もございますけれども、やはり市町村の見込みで、しっかり前年度の実績を踏まえて、市町村との連携を密にして積み上げをしっかりと見ていくという意味で、前年を見ていく計画を立てているところです。

また準備型につきましても、積極的に東京や大阪の新規就農の相談会に出まして、一人でも多くの方を入れていきたいと思っておりますので、そこは少し実績もございますけれども、強目な形での計画も立てていきたいと考えているところです。

◎梶原委員長 市町村からどれだけ積み上がったのかも含めて、今年度で準備型、経営開始型をそれぞれ何名の計画にしているのか、数字を。

◎元木農地・担い手対策課長 まず、準備型ですけれども、ことしの実績の見込みが先ほど申し上げた46名ですので、それに対しまして、少し強めに75名の方を準備型で受け入れたいと思っております。先ほど申し上げたような東京、大阪等での活動を積極的にすることによりまして、その計画はぜひ達成していきたいと考えています。

一方で、経営の開始型です。これまで市町村の見込みが少し強い部分があったので、実績が、見込みの264名に対しまして292名という形で、少しその実績に近い形での見込みを立てている、そういう計画を立てているところです。

◎土森委員 市町村から上がって75名を対象にしようということですから、それでいいと思っておりますけれどもね。この数字を30年度の全員が活用できるような、そういう行政努力をしていくということが大事だと思いますんでね。それをやると、次年度予算要求するとき、もっと要求ができるんですよ、国の予算はね。ですから、そういうことを考えると、戻すよりも使い切って、次に数を増やして額も増やして、市町村とよく連携を取って対応してください。

◎塚地委員 1つは、農業委員会法が変わって、ことしの10月ぐらいから本格的に移行する形になると思うんです。農業委員会の中での女性の位置づけが結構大事だといろいろ言われているんですけど、今の現状で農業委員会の女性の割合とか、今回見直されて組織を新たにしていく過程の中でそういうことがどんな議論になっているのかというあたりは。

◎元木農地・担い手対策課長 おっしゃっていただきましたように、平成28年4月に農業委員会法が改正されまして、農業委員会におきまして積極的に女性を活用していくということが明確に位置づけられたところでした、それを受けまして農業委員会の中に女性の方々を入れていくということで取り組んでいただいておりますけれども、さすがに、そういった状況でございまして、女性の方を即座にとということもなかなか難しい状況だなと。一方、県下では、農業委員会の改選に向けまして、改選の時期に応じて委員の改選を進めていくものですので、年度に応じて、毎年順番に今かわっている状況であります。ただ、具体的に今、既に改選している中で女性の割合が何名いるかは手元に数字がございませの

で、改めて調べて御報告をします。

◎塚地委員 現状を把握して次のステップに行くということになると思うので、そこは一定重視もされた項目でもございますので、ぜひよろしくをお願いします。

それと、今回変わったことによって、農地利用適正化推進委員は、今後、農業委員会とかとの関係、市町村との関係をつないでいく、その方々はどういう身分で配置をされて、位置づけはどうなって、今の配置状況みたいなのがわかったら教えていただけないでしょうか。

◎元木農地・担い手対策課長 先ほど申し上げた農業委員会の委員の方が改選する状況に応じて、一部の農業委員の方々の人数を農地利用最適化推進委員に振りかえていくところですので、順次そのような振りかえが県下で進んでいます。昨年の状況ですけれども、約170名を超える農地利用最適化推進委員の方々が県下でも誕生しておりまして、その方々は主に農地をいかに集積集約化していくのかということをもまず一つの大きな仕事として取り組んでいただくこととなります。そういう意味では、農地中間管理機構、県の農業公社ですけれども、そういったところと非常によく連携をとっていただいて、地域の農地の情報、こちらを積極的に掘り起こしていただくと、そこを農地中間管理機構などにつなげていただいて地域の集積集約化につなげていただくことに取り組んでいただきたいと思います。

◎塚地委員 先ほど中内委員からあったように、提供するのにはふえてきたけれども、やっぱり条件不利地域はどうしてもマッチングが進まない状況であり、その根本解決がないと、個々の委員の皆さんが一生懸命集約化を進めようとしても進まないんで、そのネックをどうするかというところが、これから高知県農業の中でも中山間地域の振興の上でも大きな課題になってこようかと思うんです。

それで、TPP11まで話を大きくすると大きくなり過ぎるんで、それはまたなんですけれども、この担い手のところで、地域、市町村から上がってきた産地提案で、専業区分の部分は55ケースで兼業部分が6ケースというんで、やっぱりこれからは兼業部分のところに相当力を入れて進めていかないと、マーケティングが進まない条件不利地域のところに人が来るということにならないんじゃないかと。その部分で、一定稼げるのはなかなか難しいかもしれないですけど、副業化の補助制度も新たにできていると思うので、視点をそういうところに移していくことが大事だと思うんですけども、その点、これからの考え方として、担い手確保の御意見が何かございましたら、部長。

◎笹岡農業振興部長 兼業は、中山間地域で農地を守って農業で稼ぐということについては、非常に重要な取り組みだと農業振興部でも考えています。ただ、中山間地域で農業専業で生計を維持するのはなかなか厳しい。そういったことで、28年度から、兼業区分で中山間地で農業を営んでいただける、農業もなりわいの一部としていただける、そういった

補助制度もつくっているところです。ただ、農業者の皆様方、県民の皆様方におかれましても、その制度自体をまだ十分御存じない方がおられるということで、我々としましてはその制度の周知も含めて、要は中山間地では兼業も含めて農業に従事していただきたい、そういうことでしっかり取り組んでいきたい、なおかつ今後、産地提案書を数的には倍増ぐらいしていきたいと、200近くつくってきたいということも考えていますので、その中には当然市町村の御意向も聞きながら、兼業の部分の産地提案書も盛り込んでいきたいと考えておるところです。

◎大野委員 今、産地提案型が31市町村ですか。その中で、3町村がまだ参加されていないその理由は御存じでしょうか。

◎元木農地・担い手対策課長 まだ内部で検討している段階でして、じきつくっていただける状況です。来年度中にはいろいろ議論を含めて形になるように、内部で検討は進んでいますので、追ってでき上がると考えているところです。

◎大野委員 不必要ということではなくて、町村でも内部で検討されて、前向きな感じで行きゆうということによろしいですか。

◎元木農地・担い手対策課長 順次進めている、また既にできているところにおきましても、例えば品目を追加するですとかそうした形で産地提案書の本数をふやすことも並行して取り組んでいますので、全ての市町村におきましていろんな品目で御提案ができる形でこれからも進めてまいりたいと考えています。

◎大野委員 要因分析をされて、ブラッシュアップしているということをやったと思うんですけれども、中山間の問題、兼業の問題も含めて、こんなことを提案していくよと、ブラッシュアップの目玉みたいなものがあればお願いしたいんですけれども。

◎元木農地・担い手対策課長 どうしても提案していく中でどういった項目、例えばまだ実績が上がっていないのは見せ方の問題であるのか、産地提案書の見せ方がもう少し相手に伝わりにくいのは何が問題なのかとか、また住居のお世話ですとか農地のお世話ですとか、どうした項目がお世話の中で不足しているのかと、そうした一つ一つの項目につきまして、地域の産地提案書の策定主体にもう一度再度検討をしていただいて、どういった形で新規就農者にアピールできるのかということを議論していきたいと考えています。

◎大野委員 地域地域で事情もありますし、住むところとかいろんな問題もあります。それぞれ大変だと思いますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。

◎笹岡農業振興部長 新・農業人フェアとかとって、東京などで就農の相談会をやっています。そういうところには市町村も参加して、各市町村がブースをつくって相談をやる。要は、行け行けどんどの今結構入ってきているところほど、そこへ参加するのが今の流れなので、できれば、余り産地提案書をつくりながらブラッシュアップをしてきていなかった市町村とかそういうところにも行っていただいて、実際の就農を希望される方の

生の声を聞いていただいて、自分の提案のどこがいけなかったかを直接感じていただくようにすれば、もっと高みを目指した取り組みになっていくんじゃないかと思いますので、そういうことも積極的に市町村とは協議していきたいと思っています。

◎横山委員 さっき部長が言われていましたけれど、新・農業人フェアですか、これが大幅に減少ということで、これは国がやっている事業なんですか。

◎元木農地・担い手対策課長 国が行っている事業でして、東京や大阪などで大規模に、新規就農を希望する方々を集めて、そこにいろんな県のいろんな団体が参加するものです。

◎横山委員 国もしっかりそこを減らさんようにやっていただきたいと思ったんですが、減らした原因が何かあるんでしょうか。

◎元木農地・担い手対策課長 詳細をうかがい知るところではございませんけれども、例えば予算規模の問題ですとか、いろんなところもあるのかなと考えているところですが、いずれにしても、東京や大阪など人が多く来ていただける、そうした意味のある事業ですので、県としても積極的にやっていただけるよう要望を続けていきたいと思っています。

◎横山委員 本年度は全国農業担い手サミット大変お疲れさまでございました。おかげさまで、大変有意義な大会だったなど。ああいうところへ行ったら農業に対する意欲も湧くし、我々も本当にしっかり背中を押していこうという思いも出るし、こういうことをしっかり国が先導してやっていただきたいということで、また課長もおっしゃられましたけれど、引き続き要請をしていってほしいと思っています。

あと、情報発信のほうを拡充するというので、委託していくということですが、効果的にいかに伝達していくかということが大変重要になってくるんだろうと思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

◎元木農地・担い手対策課長 これからプロポーザルでいろんな御提案を聞いていきたいと思うんですけれども、例えば、移住を希望される方がよく読まれる雑誌ですとか、そうしたところに高知県で農業をやられた方の御体験談を載せたりとかも一つのアイデアかと思えますし、そういう形で、高知で農業をすることについてアピールをしていくということをどの角度でやるのが一番効果的なのかと、これからまたプロポーザルの場などを通じて御提案をいただきたいと考えているところです。

◎横山委員 今年度の当初で、関西圏のほうでまた人材の獲得というか、移住促進を充実させていくということで、知事の提案でも言われてましたように、大阪圏は四国と親和性が高いところがあると思うので、今回のこの情報発信委託に関しても大阪を拡充しているということと連携してやっていただきたいと思います。

◎笹岡農業振興部長 新・農業人フェアが7回から4回に開催が減ったということは我々も相当な危機感を持っておりまして、今回の予算に、要は新たに県の主催の農業の就農相

談会を開催したいということで予算をお願いしているところです。それについては、一応、移住促進・人材確保センターが高知暮らしフェアをやっていますが、そのすぐ横のところに就農ブースを構えて、そこで就農相談会をやろうということで考えているところです。

それと、情報発信の関係については、農業振興部でもSNSをこれからも積極的に活用していこうということで、私ごとではありますけれど、フェイスブックなんかで例えば担い手育成センターなんかの投稿をシェアしたりとかそういうことで、少しでもたくさんの方に拡散できるような取り組みをやっていきたいと考えているところです。

◎土森委員 移住の話が出ましたんで。移住者の50%が農業なんですよ。しかし、移住のほうは、中山間で大変な問題になっちゃうのは住居がないんですよ。空き家がない。移住してきて農業をやりたいという人たちもどんどんふえていますけれど、家がないんですね。高知に来てから家を建ててまで農業をする人はいませんからね。その対策なんかは移住促進課のほうとも協議したりしていますか。

◎元木農地・担い手対策課長 住居対策、農地の確保もそうですけれども、空き家の確保、非常に重要ですので、そこは住宅の担当部局も非常に危機感を持っておりまして、空き家をどうやって確保していくのかと。ただ、改修が必要な部分等もございまして、そういったところでどうやって補助していくのかと、いろんな観点からの検討を進めていただいているところですけれども、そこは私どもが呼び込んだときにも非常に重要な観点になりますので、住宅の担当部局とも連携をさせていただきまして、ぜひ空き家対策を結びつけて取り組んでいきたいと思っています。

◎土森委員 ぜひ力を入れてやっていただきたいと思いますがね。県の職員住宅にあいちゅうところがようけあるんですよ。その一方で、県が競売にかけたりしゅうがよ。その家をリフォームして移住者に使いたい。いろいろ移住対策やるNPO法人とかありますよね。そこなんかやろうとしても、なかなか不動産を買えるような力がないし、移住対策で住居を構えるのは、県の職員住宅があいちゅうところは県がリフォームして入れるような、そういうことにすればね。空き家を貸せというてもなかなか貸してくれないと。それから、梶原方式みたいなやり方もあるしね。県の職員住宅のあいちゅうところ、これ農業のほうからも積極的にね。総合政策ですからね、移住は。農業も参入してくるといふ。その辺部長、どう考えているか。

◎笹岡農業振興部長 職員住宅自体は職員厚生課、総務部の所管ですけれども、あと例えば住居の関係ですと土木部の住宅課というところがあります。それから、移住の関係ですと、移住促進・人材確保センターもございまして、県庁全体に関係課がまたがっていますので、さまざまとところと、特に職員住宅の関係については総務部と、我々も積極的に協議してまいります。

◎土森委員 今、職員住宅を競売かけよらあね、市町村に払い下げするか。それ受けれん市町村があった。そういう動きが見えてきたがよ。もったいない話よ。県の政策で移住政策やりゆうろう。空き家対策や住居対策をしっかりとやらんと、なかなか都会でいろんなことで募集しても、住むところありますかと、これを言われるわけ。いや、うちは構えていませんと、ありませんと、努力しますと。来ませんよ、人は。部長が今言ったような方法で庁内協議をした上で、移住者が高知に入ってくる、そのための住居対策をしっかりと、県の財産が活用できるやったら活用ささないかん。

◎元木農地・担い手対策課長 最後に、先ほど塚地委員の御質問で、女性の農業委員の数を調べますと、全農業委員642名中、女性が64名ということですので、1割程度です。この比率をふやしていくために努力させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈協同組合指導課〉

◎梶原委員長 次に、協同組合指導課の説明を求めます。

◎藤田協同組合指導課長 平成30年度当初予算案について説明をします。

資料No.②議案説明書（当初予算）の355ページをお開きください。

歳入の主なものを御説明します。

まず、9国庫支出金の13災害復旧費補助金は、農協等の共同利用施設の復旧等に要する経費を受け入れようとするものです。

次の12繰入金は、農業改良資金助成事業特別会計からの繰入金となっています。

次の356ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明します。右の説明欄に沿って説明をしていきます。

2の農業協同組合等検査指導費は、農協や森林組合の検査等に要する経費で、このうち農協については、農協法に基づき、農協の業務及び会計の状況について検査を行うとともに、定款や事業規定の認可、承認、運営指導などを行うことで、経営の健全化、運営の適正化を図ることとしています。森林組合は、合併などの指導に係る業務は林業振興・環境部が所管していますが、検査業務は当課で行っています。

3の農業共済団体対策費は、農業保険法に基づき、国の農業共済制度を担う農業共済組合に対して、業務及び会計の状況について検査、指導を行うための事務費です。

4の農業近代化資金等融資事業費のうち電算システム保守等委託料は、例年行っています利子補給計算や償還などの資金管理システムの保守管理に加えまして、平成31年1月に12JAが合併してJA高知県が発足するため、金融機関コードの変更が必要となること、またあわせて、平成31年5月には年号が変更される予定ですので、それらに対応できるようシステムの改修を委託するものです。

以下、農業者に低利資金の融通を図るために、農業近代化資金を初め、このページから次の357ページにかけて列挙しています各種制度資金について利子補給を行うものです。

357ページの5ですが、高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、農業近代化資金等で無担保無保証人の融資を行う際、保証業務を行う上で必要となる保証事故の準備金として基金協会が積み立てる経費の一部を出捐するものです。

6の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計の資金の管理等に要する経費を一般会計から繰り出すものです。

その下にあります15災害復旧費の説明欄の農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金は、台風などで被災した農協等の共同利用施設の修理、復旧に要する経費を補助するものです。

これら当課の一般会計の当初予算の総額は1億9,349万9,000円で、対前年比101%となっています。

358ページをお願いします。債務負担行為です。

農業近代化資金を初めそれぞれの制度資金について、各償還期間に係る利子補給の限度額を計上したものです。

次に、特別会計を説明します。814ページをお願いします。

この特別会計ですが、農業改良資金と就農支援資金の2つの資金を区分経理するために設置されたものです。現在、これらの資金については、貸付主体が県から日本政策金融公庫に移っていますが、移行する前に県が貸し付けた分の償還金について管理を行っています。

まず、歳入について御説明します。

1 農業改良資金助成事業収入の1繰入金は、農業改良資金の管理運営に要する経費を一般会計から繰り入れるものです。

2 繰越金は、29年度決算で余剰となった資金の30年度への繰越分です。

次の2 就農支援資金助成事業収入の1繰入金と2繰越金は、先ほど説明しました農業改良資金と同様の内容となっていますので、説明を省略します。

3の諸収入のうち(2)貸付金元金収入は、過去に融資を決定しました就農支援資金に係る平成30年度分の約定償還や繰上償還を受け入れようとするものです。

815ページをお願いします。

歳出を説明します。

農業改良資金の貸付勘定科目の説明欄の1償還金と2の一般会計繰出金については、29年度中に県に償還される予定の額を、資金造成元である国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

その下の1 農業改良資金管理運営費は、資金管理を委託している県森連への事務取扱手

数料、債権管理に係る連帯保証人等の調査委託料、転貸貸し付けを行う金融機関への運営費補助金、その他債権の管理、回収に要する事務費を計上しています。

816ページをお願いいたします。

就農支援資金です。

貸付勘定科目の説明欄の1償還金と2一般会計繰出金については、約定などに基づき、資金造成元の国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

就農支援資金管理運営費は、転貸貸し付けを行う金融機関への運営費補助金や債権管理に係る事務費となっています。

以上、特別会計の当初予算の総額は6,816万1,000円で、対前年比で83.9%となっています。

次に、補正予算案について説明します。資料No.④議案説明書（補正予算）の181ページをお願いします。

歳入について説明します。

9 国庫支出金の14災害復旧費補助金は、昨年10月に発生した台風21号により被害を受けた農協の共同利用施設の復旧に要する費用について、国の補助金を受け入れるものです。

12繰入金の4 農業改良資金助成事業特別会計繰入は、平成29年度期限分の納付額が見込みを下回ったため減額を行うものです。

次に、182ページをお願いします。

歳出について説明します。

3 協同組合指導費の説明欄の1 農業近代化資金等融資事業費は、その下に列挙しています3つの補給金の利子補給承認実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものです。

2 の高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、農業経営改善促進資金及び農業経営負担軽減支援資金における基金協会の代位弁済額が当初の見込みを上回り、準備金の積立額が不足することとなったため、高知県農業信用基金協会に出捐する特別準備金を増額しようとするものです。

その下の1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費は、昨年10月に発生した台風21号により被害を受けた高知市農協が実施する農林水産物処理加工施設及び育苗生産施設の災害復旧事業に対して補助金を交付し、早期の復旧と経営の安定を図ろうとするものです。全額国費の補助金となっておりまして、激甚災害の指定や地域指定がされますと補助率が高くなるというものです。激甚災害の指定はされていますが、地域指定もされるものとして、最大限の金額を計上しています。

次に、特別会計の補正予算案について説明します。

395ページをお願いします。

歳入につきまして、事業の減額に伴い生じたものですので、詳細は歳出のほうで説明します。

次の396ページをお願いします。歳出です。

農業改良資金の1貸付勘定ですが、貸付資金について、順次、造成元である国と一般会計に返還をしています。平成29年度予算では、28年度中に県に償還があったものをそれぞれ返還するものですが、償還金が当初見込んでいた額を下回ったことから、減額補正をするものです。

続きまして、高知県が当事者である民事調停の合意及び訴えの提起に関する議案について説明をします。

議案に関する補足説明資料の赤色のインデックス協同組合指導課のページをお願いします。

議案の概要ですが、1点目は、昭和53年度に貸し付けた農業改良資金貸付金の滞納に係る違約金約423万円のうち300万円を一括で弁済するので残りは免除してほしいという内容で、連帯保証人の相続人から裁判所に調停の申し立てがあり、庁内で検討した結果、提示された金額が妥当であることから、調停条項案を受け入れることとし、これに関して議会の承認を求めるものです。

これにより、違約金約123万円が残ることとなります。2点目としまして、主債務者及び他の連帯保証人に対してはこの残額について引き続き弁済を求めていきますが、特に主債務者は、時効期間の満了日が平成30年4月8日と迫っていること、かつ弁済の意思が見られないということから、債権を保全するため訴えの提起を行うこととし、これに関して議会の承認を求めるものです。

貸し付けの内容は、昭和54年3月に豚舎建築のために300万円を県から直接貸し付けたもので、主債務者が國澤悟氏、連帯保証人が3名となっています。

その下には、支払い者別の状況を表にしています。記載のとおり、元金300万円は全額償還されています。國澤悟氏と連帯保証人Bの欄にある違約金の支払い額は、平成2年度までは、違約金を先に徴収するという方法をとっていましたが、当時、元金の納付が遅延した際に合わせて支払いが行われたものです。

その下の残債権ですが、3件の約定分合わせて約423万円の違約金が残っている状況となっています。

右の上のほうに行きまして、これまでの経緯等ですが、まず主債務者の國澤悟氏ですが、元金の支払いは113万円となっており、半分に満たない状況ということです。最終の入金日は平成20年4月8日で、平成30年4月8日に時効期間が満了します。最終の入金日以降は一切支払いに応じていないという状況となっています。このため、平成28年12月にこの案件の債権管理業務を弁護士に委託し、弁護士から主債務者に催告の通知文書を送付

したところ、平成29年1月25日に時効の援用の意思を表示する文書回答があつています。ただ、時効の期間が満了しておりませんので、現時点では援用することはできないという状況となっています。

連帯保証人Aは、平成8年に亡くなっておりまして、相続人はこの主債務者と同一の國澤悟氏となっております。その妹は相続を放棄しています。連帯保証人Bに対しても同様に、弁護士から催告の通知文書を送付していますが、反応がないという状況です。連帯保証人Cは、平成11年に亡くなっており、相続人は奥さんとお子さん2名の合計3名となっています。以前は主債務者にしか通知を行っておりませんでしたので、県がこの相続人に債務状況の通知を行ったのは平成19年10月15日となっています。平成22年10月に県とこの3人の相続人が面談した際には、連帯保証人が亡くなって9年間の間債務通知がされなかったのは県にも落ち度があるのではないかという主張もされていますが、この時点で元金が137万円残っておりまして、違約金がまだこれからも増加していくというような状況となっていましたので、元金137万円をこの3人の相続人が平成22年12月27日に支払いをしています。

その後は、今回の調停案と同様に、違約金のうち300万円を支払うので残りは免除してもらいたいという話もありましたが、違約についても一括で管理するという考えもあったことから、県としても了承せずに、毎年残金の通知などは行っていました。違約金が増加しないこともあり、そのままの状況となっていました。平成28年12月に弁護士に債権管理業務を委託し、相手方の弁護士と協議する中で、平成29年12月12日に相続人が裁判所に調停を申し立てたものです。

これを受け、庁内で検討した結果、債権を一部放棄するという前例はないんですが、相続開始から債務状況を通知するまでの約9年間に増加した違約金の額を考慮すると、これまで元金の45%を弁済したという実績に加え、違約金の残高の70%に相当する300万円の弁済を受けた上で、残りの123万円を免除することはやむを得ないと。また、残る違約金約123万円については、主債務者及び他の連帯保証人に弁済を求めることとしたいと考え、複数の弁護士に相談をしたところ、提案を受け入れるのが妥当であること、また300万円の支払いを受け入れた後の残債権は主債務者と他の連帯保証人に弁済を求めるべきという意見をいただいています。

この結果、今回の対応としては、1点目は、3名の連帯保証人の相続人が裁判所に調停を申し立て、県としても合意できる調停条項案が示されたことから、これを受諾すること、2点目は、主債務者である國澤悟氏の債務は平成30年4月8日で時効期間が満了することから、時効の中断を図るため訴えの提起を行いたいと考えています。

なお、連帯保証人Bは、既に時効期間が満了していますので、援用する可能性が高いということで、訴えの提起をせず、任意の弁済を引き続き求めていくこととしたいと考えて

います。

説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

先ほど御説明をいただいたように、弁護士にも相談をして、でき得る対応ということですから、それを粛々としっかりとして、残る分についてもしっかりと主債務者及びほかの連帯保証人に弁済を求める、その姿勢をしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

よろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎梶原委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 平成30年度一般会計当初予算案と平成29年度補正予算案につきまして説明をします。

初めに、平成30年度一般会計当初予算案を説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の359ページをお願いします。

まず、歳入を説明します。

7款分担金負担金については、市町村への派遣職員2名分につきまして派遣先から負担を求めるものです。

8款使用料及び手数料は、農業大学校の授業料や入校料、農業担い手育成センターの研修料などです。

続きまして、360ページをお願いします。

9款国庫支出金は、農業振興センターの協同農業普及事業の交付金、環境保全型農業直接支払交付金など、国の交付金や委託金です。

12款の繰入金は、次の361ページにありますように、南海トラフ地震対策の財源として県有建築物南海トラフ地震対策基金からの繰入金を計上しています。

14款の諸収入は、国からの受託事業収入で、農業技術センターの農薬残留対策調査や委託研究です。

以上、平成30年度の歳入は、一番下の欄にございますように2億5,227万9,000円で、今年度より6,737万4,000円の減額となっています。

続きまして、歳出について説明をします。

それぞれの項目を説明する前に、平成30年度の新規事業や拡充事業をまとめて説明させていただきます。

お手数ですが、お手元の議案に関する補足説明資料の赤のインデックスの環境農業推進

課のページをお開き願います。

まず、県産米のブランド化の推進です。

本県の水稻の早期栽培はコシヒカリが中心であります。品質面で課題がございました。そこで、農業技術センターが、味、外観、収量の面を改良しました極わせ米新品種よさ恋美人を開発いたしました。間もなく本格的な栽培が始まります。

一方、中山間地域のにこまるについては、全国的な食味コンテストなどで日本一になったり金賞をいただいたりという入賞があります。また、穀物協会の食味外観ランキングで特Aを獲得するなど、高い評価を受けているところです。

そこで、資料左下の対策の欄にお示しをしていますように、新品種よさ恋美人の消費拡大に向けまして、県内スーパーやホテルへの販路開拓、また都市圏の大手量販店でのキャンペーンを、県産米需要拡大推進事業費を拡充いたしまして実施してまいります。また、極わせ米のよさ恋美人からコシヒカリ、ヒノヒカリ、そしてにこまるへと続く、いわゆる平たん部から中山間に至る本県産米のリレー出荷を確立していくことで、相乗効果による本県産米全体のブランド力を高めてまいること、農家の所得向上につなげてまいります。

次の2ページをお開きください。

土佐茶の取り組みです。

土佐茶の振興につきまして、これまで台切りによる樹勢回復、二番茶を活用しましたほうじ茶を土佐炙茶としまして品質向上を図り、また製茶工場の高度化などに取り組んできたところ、右の棒グラフにありますように、仕上げ茶の販売額は徐々に向上をいたしまして、平成28年度には2億6,700万円となっています。これらの取り組みを継続するとともに、資料の右の写真にありますように、高齢化する茶の生産農家の急傾斜地での重労働の作業に対しまして、新たに、自走式茶園管理機の導入と作業道整備を一体的に支援することで省力化や労力の軽減が図られるよう、土佐茶産地育成事業費補助金を拡充いたしまして支援をしてまいりたいと考えています。

次の3ページをお願いします。

経営体を支える労働力の確保について説明をします。

左の現状の欄にありますように、これまで県内11の地域に労働力確保対策PTを、また県段階の対策協議会を設置するとともに、労働力確保支援ポータルサイトを開設いたしまして求人者と求職者のマッチングを行ってまいりました。これまでの取り組みに加え、地域地域の実情に応じた支援を拡充してまいります。

具体的には、対策の欄にありますように、潜在的な労働力を掘り起こすため、子育て世代への親子農業体験イベントの開催、また障害のある方や福祉施設の指導員の方を対象とした農業体験の実施、また県内外の援農者を受け入れる体制の強化充実に向けまして、宿

泊所を確保するため、空き家の改修や移動手手段の確保、また一時的な短期雇用に対応するため、J Aの出資法人によるサポート隊の設置などに対しまして、農業労働力確保対策事業費を拡充して取り組んでまいります。また、県内のモデル的な経営体に対しまして、トヨタのカイゼン手法を用いましたコンサルティングをあわせて実施してまいります。

次の4ページをお願いします。

農業分野のI o Tを活用した生産技術の開発について説明をします。

栽培管理や出荷データにI o T技術を活用することで、収量アップや出荷量予測による有利販売につなげてまいりたいと考えています。資料の左にありますように、生産者個人の出荷量や品質を自動集計したビッグデータを活用した出荷予測システムを開発すること、また中ほどの施設野菜の生産性の向上に向け、農業技術センターに新たに400平方メートルの高軒高ハウスを建築いたしまして、光合成を最大化させる技術の開発などに取り組んでまいります。

一方、資料の右にありますように、果樹の生産性の向上に向け、篤農家の栽培管理技術の見える化や生育診断技術、例えばユズの隔年結果を防止する技術の開発などにも取り組んでまいります。

なお、予算については、新たにI o T推進事業費を立ち上げまして、この資料の中ほどにあります施設野菜の生産性向上については、国の平成29年度補正予算の交付金4,183万1,000円を活用いたしまして、N e x t次世代こうち新施設園芸システムへと進化させる取り組みを行ってまいります。

以上が平成30年度の環境農業推進課の新規拡充した事業の内容です。

なお、5ページに農業大学校、6ページに農業担い手育成センターの充実強化の内容をお示ししています。歳出の中でその概要を説明します。

続きまして、お手元の資料No.②議案説明書（当初予算）、363ページの右の欄をごらんいただきたいと思います。

4目の環境農業推進費の1人件費は、環境農業推進課と農業技術センター、農業大学校、農業振興センター等の職員277名の人件費です。

中ほどの3農業振興センター普及活動費は、普及指導員の活動に必要な経費や備品の購入等に要する経費です。

次の4普及指導活動強化促進事業費は、産業振興計画を推進するため、農業振興センターで普及指導計画に基づきまして普及活動や普及指導員の専門性を高める研修を実施する経費、農業者、農業団体、行政機関を結ぶネットワークとして開設していますこうち農業ネットを運用保守するための経費、また薬用作物の生産振興を図るため、薬用作物専門指導員による栽培指導を委託する薬用作物栽培技術普及事業委託料のほか、この事務費の中には、経営感覚にすぐれた時代のリーダーとなる女性農業者を育成する経費、女性能力向

上支援事業費が含まれています。

次に、364ページをお開き願います。

5の環境保全型農業推進事業費は、環境保全型農業への啓発や技術の確立普及を図るとともに、これらを実践する農業者組織等への育成を図るものです。また、オランダ・ウェストラント市との技術購入に要する経費です。

まず、1つ目の農業生産工程管理認証取得研修等委託料は、県立農業大学校がグローバルGAPの認証を取得するため、専門のコンサル業者によります指導や水質調査、農薬分析などを委託するための経費です。

3つ目の環境保全型農業推進事業費補助金は、環境保全型農業を実践する農業者組織等に対し、天敵などの購入経費や有機JASの認定手数料など、必要な生産資材の購入や販路開拓に要する経費を補助するものです。

4つ目の環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減した上で、堆肥の施用や天敵昆虫の利用、有機農業など、地球温暖化防止や生物の多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合に、その面積に応じて交付金を交付する国の制度です。

その下の環境保全型農業直接支払推進交付金は、市町村の職員が現地確認などの事務に要する経費に対し市町村に交付するものです。

次の6県産米需要拡大推進事業費は、先ほど新規拡充事業で説明をしましたよさ恋美人の販売やPRに要する経費です。

3つ目の加工用米利用促進事業費補助金は、土佐酒の原料となる酒米の生産を拡大するため、酒造適性の高いフクヒカリを加工用米として栽培した場合に補助するものです。

次の7土佐茶ブランド化推進事業費は、土佐茶の販売拡大を図るため、土佐茶のPR、情報発信を行いますとともに、産地の維持活性化に向けた地域の取り組みを支援するものです。

その中の土佐茶の魅力情報発信事業委託料は、高知市帯屋町にございます土佐茶カフェを活用させていただきまして、土佐茶の入れ方や飲み方講習など、魅力の情報発信や商品開発などに取り組むものです。

次の土佐茶販売対策協議会負担金は、生産者と産地、またJA、関係市町村と県が一体となって土佐茶の消費拡大等に取り組む協議会への負担金です。

次の365ページをごらんください。

土佐茶産地育成事業費補助金は、先ほど新規拡充事業で説明させていただきましたように、平成30年度、自走式茶園管理機の導入と作業道等の整備への補助を追加して、取り組みを強化してまいります。

次の8農業大学校教育推進事業費は、いの町にあります県立農業大学校の運営に要する

経費や農業に関する技術、経営について実践的な教育を実施するための経費です。農業大学校ではこれまで、市場調査、専門家や篤農家など外部講師による講義、農家留学研修や資格の取得、オランダでの留学研修など、内容の充実に努めてきていますが、新たにグローバルGAPの認証を取得し、今年度建設いたしました統合環境制御装置を備えたオランダ方式の次世代型ハウスでのトマトの栽培実習を開始いたしますとともに、学生が希望いたします自営就農、雇用就農、進学などの進路に応じて対応できるようカリキュラムを見直すなど、時代のニーズに応じた人材の育成を図ってまいります。

次の9農業労働力確保対策事業費は、先ほど新規拡充事業で説明をいたしました内容で、交付先として新たに市町村やJAを加えまして、補助を拡充しまして取り組みを進めてまいります。

次の10農業担い手育成センター研修推進事業費は、就農希望者の実習や先進技術の実証拠点であります農業担い手育成センターのハウスの整備や運営に要する経費、就農希望者と産地とのマッチングなどに要する経費です。

次の366ページをお開きください。

この2つ目にあります就農研修指導業務等委託料は、研修実証ハウスの栽培準備や出荷作業などの業務、ホームページや電話受け付けなど、研修生の募集に関する業務を外部に委託するものです。

なお、これまでの取り組みに加えまして、SNSでのPRの強化に努めますとともに、東京、大阪、高知でアグリスクールを開講していますが、その機能が効果的に発揮できますよう、研修生のニーズに対応し、これまでの期間別のコースから、移住就農や雇用就農などのコースを設定いたしまして、移住コンシェルジュとの連携も強化しまして、センター機能の充実と強化を図ってまいります。

次の11IoT推進事業費は、先ほど新規事業で説明をいたしましたので、これは省略をします。

12植物防疫総合対策事業費は、病虫害発生予察や農薬の適正使用などの指導などによりまして安全で適正な防除対策に取り組むための経費や、病虫害防除所の運営に要する経費です。

1つ目の病虫害発生状況調査委託料は、病虫害発生予察に必要な調査の一部を委託するもので、次の肥料成分分析委託料は、肥料取締法に基づきまして立入検査をした肥料の分析を委託するものです。

続きまして、367ページをお願いします。

13の防除技術普及事業費は、害虫防除は天敵昆虫の利用で省力的な防除が定着をしていますが、病害防除については殺菌剤の散布が必要で、省力化が望まれているところです。そこで、環境に優しく省力的に防除ができる例えば薫煙剤や常温煙霧機などで使用

できる薬剤の農薬登録に必要なデータ作成を公的機関に委託をしております。あわせて、殺菌剤に頼らない環境制御技術などのIPM技術を開発いたしまして普及させる取り組みを一体的に行っております。

次に、5目の農業試験研究費です。

1 農業技術センター管理運営費は、農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場の運営に要する経費です。

そのうちの2 農業試験研究費は、試験研究機関において新施設園芸システムの研究開発や天敵利用などの環境保全型農業技術、また高品質多収生産技術、優良品種の開発、農作物鮮度保持技術など、農業技術センターで46課題、果樹試験場で10課題、茶業試験場で7課題を設定いたしまして、技術開発に要する経費です。

368ページをお願いします。

2つ目の施設整備工事請負費は、平成29年度に整備いたしました果樹試験場のビニールハウス3棟の附帯工事などに要する経費です。

以上、環境農業推進課の当初予算額は27億8,736万9,000円で、平成29年度より6,351万4,000円の減額、減少率2.2%です。

続きまして、債務負担行為を説明します。

次の369ページをお願いします。

農業生産工程管理認証取得研修等委託料は、農業大学校においてグローバルGAP認証を取得するため、専門のコンサル業者に必要な指導を委託するもので、2年間にわたる継続した取り組みが必要なことから、債務負担による実施をさせていただくもので、限度額は2年間で76万4,000円を予定しています。

続きまして、平成29年度2月補正予算案を説明します。

歳入予算については連動していますので、歳出のほうで説明をします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の185ページをお願いします。

4目環境農業推進費のうち1 普及指導活動強化促進事業費は、薬用作物栽培技術普及事業委託料で、事業実施主体が薬用作物栽培専門員の雇用の開始時期がおくれたため、当初の額を下回ったために減額するものです。

2 環境保全型農業推進事業費は、JGAP指導員を増加させるため、国のGAP体制強化・供給拡大事業の導入によりまして、資格を取得するための研修会に県の職員を参加させるための負担金が増加したものです。

環境保全型農業推進事業費補助金は、病虫害の発生が少なかったために、対象農家の天敵購入や薬剤散布を行わなかったことにより減額です。

また、環境保全型農業直接支払交付金は、国からの割り当て額の減に伴いまして減額を行うものです。

次に、3 I o T 推進事業費は、次の186ページをお願いします。

これについては、新規拡充事業で説明をいたしましたように、国の平成29年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を財源といたしまして、新たに農業技術センターに環境制御用高軒高ハウスや環境制御機器を整備するものです。

4 植物防疫総合対策事業費の減額は、国からの受託事業が見込みを下回ったこと、また5 防除技術普及事業費の減額は、農薬残留分析委託料が当初の見込みを下回ったものです。

5 目農業試験研究費の1 農業技術センター管理運営費は、国からの受託事業が見込みを下回ったことや、入札による工事請負費の減、2 の農業試験研究費は、国からの受託事業が見込みを下回ったことによりまして減額をするものです。

187ページの土佐茶ブランド化推進事業費は、土佐茶産地育成事業費補助金の地域からの申請額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

続きまして、188ページをお開きください。

繰越明許費につきまして説明をします。

4 目環境農業推進費のI o T 推進費は、先ほど説明をいたしました国の補正予算の交付金により農業技術センターに高軒高ハウスを整備するもので、平成30年度へ繰り越すものです。

5 目農業試験研究費は、農業技術センターの管理運営費は、茶業試験場の製茶作業室耐震補強工事の設計に時間を要したため、工事請負費の繰り越しをお願いするものです。

以上で、環境農業推進課の平成30年度の当初予算案及び平成29年度2月補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 お昼になりましたので休憩にします。再開時刻は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時8分～13時8分)

◎梶原委員長 それでは、委員会を再開します。

午前中に説明を受けた環境農業推進課の質疑を行います。

◎中内委員 土佐の酒米の振興よね、プラットフォームか何かつくったというけど、順調にいきょうかね、これは。

◎松村環境農業推進課長 昨年度、県内18酒蔵とそれから生産者団体、また県と大学の先生にも入っていただきまして、一緒に輸出を初め生産振興ということで、委員からお話のありましたプラットフォームを昨年度設立いたしました。プラットフォームの成果としましては、年2回の定期的な交流会はもちろんのこと、生産者と酒蔵をつなぐ、例えば品評会のコンテスト、実は生産農家の全部の米を集めまして米の分析、コンクール、表彰式な

ども一緒に開催することで、実需者、酒蔵と生産者が一体となって土佐酒の振興と、それから県内産の酒米の活用を図っていこうということで、2年目となって徐々に定着をしてまいりました。

◎中内委員 それと、話がありました土佐茶の振興はどうかね。

◎松村環境農業推進課長 土佐茶の振興については、資料にもお示しをしていますが、面積、農家戸数も徐々にではありますが下げどまり状態にございます。土佐茶については需要の拡大、消費の拡大を図りますとともに、高知県産の特徴を生かした消費拡大を昨年まで積極的に行ってまいりました。プラスして今回の自走式の茶園の管理機と農道の整備を行うことで、これまで個人ごとで管理していた茶園を、できたら地域で、また組合で整備をしていきたいということで、耕作放棄や高齢化による農作業の受委託などを今後は広めていきたいと思っています。中山間の非常に大事な作物ですし、ここが荒れますと、景観もそうですし、例えば土砂災害などにもつながってまいりますので、今後はそうした地域、組合全体への広がりを図っていきたいと思っています。

◎中内委員 ポットはなかなかできんかね。

◎松村環境農業推進課長 ポット育苗の件で、新たに新植をされるという方がなかなか最近はいらっしゃらないということもあります。また、試験場のほうではポット育苗の技術も開発をしていますので、新たに改植をされる方、また新植をされる場合はぜひこれを広めていきたいと思っています。

◎中内委員 なぜ言うかといいますと、春野の運動場でお昼御飯が出よるね。ほんで、土佐茶を使うちゃれと言うても、なかなか土佐茶が来んがですわ。ほんで、よう聞きよったら、売っていないという。やっぱり県も後押しするような対策を構えちゃらんと、そらじり貧になるがよ。

◎松村環境農業推進課長 御指摘いただきましたように、土佐茶については県内のホテルや旅館、また量販店を中心に非常に推進をしてまいりまして、ほぼ全体で使用していただくようになりました。またことしに入って農商工連携プロジェクト、JA中央会等、県内の7経済団体が一緒になって土佐茶の消費拡大を図っていこうということで、知事もポスターに出たり、コマーシャルに出るようにしていますし、うちの職員も各企業に行って、コーヒーを出していたのを土佐茶に変えてもらおうという取り組みを進めているところです。各業者の場合は仕入れの関係もありますのでなかなか難しいところもありますが、徐々に徐々にそういう取り組みを継続することで消費拡大を図っていききたいと思っております。

◎中内委員 最後に、農業労働力よね、この辺はどうぞね。

◎松村環境農業推進課長 農業分野におきましての労働力不足対策、これが非常に大きな課題となっています。なかなか特効薬がない状態ではありますが、資料でもお示しをさせ

ていただきましたように、産地ごとに、例えばユズでありますとかショウガでありますとか、収穫期が違いますので、今回新しい事業で取り組むことによって、1つは掘り起こし、まだ農業を体験したことのない方に対しては農作業を体験してもらって、何とか短期間でも手伝ってもらえないか。また県内で高知市から、例えばショウガの掘り取り時期には別の市町村、土佐市とか四万十町で作業できるような、そういう援農隊といいますか援農者を移動できるような移動手段、また、ショウガですと1カ月ぐらい続きますので、そういう方がずっと宿泊できる施設、これを何とか地域地域で構えることによりまして支援体制を整えていきたいということで、なかなか大きな課題ではございますが、取り組んでいきたいと考えています。

◎中内委員 うるさい仕事やと思いますけどね、前に進むような方向でやっていってください。

◎横山委員 関連しまして、土佐茶の取り組み大変ありがたいなあと思っています。また、平成26年から生産量が戸数等下げどまりということで、大変すばらしい。取り組みが結果として数字に出ているんだなと敬意を表するところですけど、その中に小さいながらも組合がありますよね。だから、組合活動をこれからしっかり支援していくということが、これから先、逆に言うとV字というか、そこに目指す一つの鍵になるんだろうと思うんです。組合活動に対する所見というか、その強化に対してどのようなものがありますか。

◎松村環境農業推進課長 生産場面で一番中心となるのは、お話のございました生産組合が中心となっています。県内では、県の農業振興センターがそういう組合の役員の方、また農家代表の方と一緒に話合いをして、地域の御要望をお聞きしているところです。特に補助事業関係、県のほうもいろんなメニューも構えていますので、何とか樹勢回復、生産量拡大に取り組んでいきたいところです。

先日も県内のお茶の担当者全部集めまして、お手元の資料の状況でありますとか、それから県内の生産の状況、また課題、それぞれ話し合いをしまして、情報共有と先進事例を県内全体に広めていこうということで、県内の各組合の取り組みを紹介もさせていただいたところです。また、そうしたことによって、県内全体のお茶の消費拡大と生産の機運をもう一回盛り上げていきたいと思っていますところですよ。

◎横山委員 仁淀川町の池川茶業組合に私この前視察に行かせていただいて、実際、組合において若い人が帰ってきているという、多分御存じだと思いますけれど、組合は本当に大切なんだなと改めて私も感じた次第です。

その中で取り組んでいるのは、小売体制も強化していきたいと。それと、やはり製茶価格は厳しい現状にあるということで、小売の強化と、県として製茶価格に対してどう取り組んでいくのかということの御所見をちょっとお聞きしたいなと思いますけれど。

◎松村環境農業推進課長 消費拡大がないとなかなか生産に追いつかないということで、県内全体では荒茶から仕上げ茶のほうに移行できるような体制も整えてきたところです。また、高品質なお茶を県内全体で消費を高めたいこうということで、例えば土佐茶の認知度、5月の新茶祭りのときに調査をいたしますと、90%以上の方が県内では定着をしてまいりました。また、そういう方に、土佐茶知っていますか、次にもう少し突っ込んでお聞きしますと、高知県のお茶が静岡でまぜられて売られているという実態も、約半数ぐらいの方が、感覚的ですが、実態も御存じです。緑茶の消費量が全国最下位という消費の実態も明らかになっていますので、お茶を飲む習慣、需要、消費を高めたい、購入額を上げていきたいということで、消費拡大についてはこれまでと同様、またさらに強化して今後とも取り組んでいきたいと思っています。

◎横山委員 製茶価格も全体のことがあるんでなかなか厳しいと思いますけれど、まずは消費拡大に取り組んでいただくということをお願いいたします。

先ほど認知度の話もありましたけれども、生産者のほうに聞くと、やはり知事が、先ほど御説明ありましたけれど、土佐茶という言葉を使ってみずから売り出してくれているということに対して本当にありがたいというお声もありましたし、皆さんの御努力がじわじわ出てきているんだろうなと見させていただきまして、引き続きの御支援をよろしくお願いたします。

◎塚地委員 お茶の消費拡大のことで、若い人たちがお茶を飲むという習慣がすごく減ってまいりまして、それで学校給食の中でお茶のおいしさを実感してもらい取り組みもやっている学校もあるんですけれど、今度高知市が中学校給食をこの秋から始めるようになります。それに向けて、ある意味地産地消のお茶を使用してもらいのが、なかなか単価が折り合わないというお話も聞くんですけれど、そこらあたりの学校給食との関係の取り組みはどういう感じですか。

◎松村環境農業推進課長 学校給食、2万食とか大きな消費のターゲットですし、引き続き成長するにしても、小さいときに飲んだお茶の体験は忘れられないと思っていますので、積極的に広めていきたいところですが、どちらかというと牛乳パックのほうやはり主です。一方で、学校給食以外でも、ペットボトルのお茶は徐々に定着をしていますので、そちらはそちらで広めていきたいですし、あと給食はなかなか難しい、それから手間が結構かかるとかという声もいただいています。とは言いながら、中山間中心に、また一番消費の大きい高知市でも学校給食会などと一緒に、土佐茶を飲む習慣、またきょうは土佐茶を飲む日を定めていただくなど、今後とも継続して働きかけていきたいと思っています。

◎塚地委員 ぜひ一考をお願いしたくて、それで、学校給食のときに温かいお茶を飲む習慣が、今本当に先生方も多忙ということもあって、なくなってきているので、特化した日

でも含めてそういうことをぜひ前に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、補正予算のところの説明をいただいた186ページで、農業試験研究費で、研究費の2,300万円が国からの受託事業が減った結果という御報告があったんですけど、それは具体的にどういう中身のものなんですか。

◎松村環境農業推進課長 具体的には、国の研究機関が全国の地方の研究機関、また一部では民間、コンソーシアムという研究機関の連携組織を含めまして、そこでいろんな課題を全国公募して審査を受けて予算を獲得するという流れが主流になっています。本県では、平成29年度、7課題にチャレンジをいたしまして、5課題については予算も一緒に組むようになってきたところですが、2課題は高知県が対象から外れたと。また、5課題の対象から、うちの要望している額からかなり減額されたということもありまして、今回のような補正の額になっているところですよ。

◎塚地委員 今回、今年度外れた2課題は、来年度30年度に生かされていくものになるんですか。

◎松村環境農業推進課長 年度によって、一回研究課題を組みますと3年とか5年とかというものもありますので、年度ごとに、新たに成果を出そうと、もう一回枠を広げて研究機関の数を広げて出していこうというものもございますので、そこはチャレンジをしていきたいと思っています。例えば今年度始めた中には、高知県が生産量日本一のナスがあるんですが、ナスの成分の中にコリンエステルといういわゆる血圧を下げる成分が新たに信州大学のほうで見つかったことありまして、そのコリンエステルを成分量を高めるための栽培技術を高知県の農業技術センターが受託したという内容もあります。今後は、国の研究機関、大学も含めてぜひそういうものには積極的にチャレンジしていきたいと思っています。

◎塚地委員 研究費は、ある意味生命線でもありますので、ぜひ獲得と拡充に取り組んでいただきたいと思います。

それで、種子法の関係なんですけれど、法律がなくなっても県は独自予算をちゃんと設けて、県独自の種子を保存し普及するという点では全く影響ないですよとおっしゃっていたんですけども、その後の状況で、法的根拠がなくなったもとでどういう対応策を講じていかれるようにするのかというところの来年度の取り組みを教えてください。

◎松村環境農業推進課長 お話がございましたように、主要種子法が本年4月1日に廃止されるということですので、国が11月15日に農林水産省の事務次官通達をガイドラインとして各都道府県に通知をしました。この内容の中に、これまでの廃止に至った背景とともに今後についての説明がありました。それによりますと、これまで県で開発した技術、それから品種、それから今後の供給体制については、都道府県で安定的な供給ができるよう

体制を整えることがガイドラインの中で示されました。これを受けまして、本県では、他県の状況も見まして、今までの県の規則から要綱という形で、今までの内容を継続して取り組んでいきたいと、これまでの取り組みを継続するように、今、制度を庁内で検討しているところです。

◎塚地委員 県によってはそれを条例化しようということで、条例化した県も出てきているようなんですけど、とりあえず要綱段階で、事を前向いて進めていこうという状況なんですか。

◎松村環境農業推進課長 高知県より大規模な産地では、条例でやっていく県もございましたが、ほとんどの県では要綱を制定するというので、本県も、要綱も効力としては同じような効力を持つような要綱にいたしまして、安定的な供給体制を図っていきたいと考えています。

◎下村委員 今回の新しい事業のIoT推進事業費の中の出荷予測システムのところのお話を聞かせていただきたいと思うんですが、他県の事例でこういうIoT技術を利用して、需給バランスが、いわば全体の出荷量が極端に少ないところを狙ってそこへ当てていくとかという事例もあるようなんですけど、今回この高知県で開発するシステムなんですか、そこら辺の狙いもあるのかも含めて、もうちょっと詳しく教えていただきたいです。

◎松村環境農業推進課長 今回新しく資料でお示しをしておる左のほうにありますが、これまでは天候等、それから現状の出荷量に基づいて、園芸連中心に、何日後にどれぐらい行きますよという予測を各市場のほうに出して、高知県産の安定供給、また出荷予測で単価のアップを目指していました。今回からは、その絵にもございますように、生産者の方の生育段階、いわゆる花の数、実の数、これとこれまでの天候を合わせまして、それからあと出荷場段階での品質、これを総合的にビッグデータとして統合いたしまして、もっと近い、例えばあした、あさって、3日後の予測を品質ごとに例えば出せるような、そういうことで、大消費地に高知県産の農産物が何日後にどれぐらい行くのかをきちっとお示しすることで、他県産に比べて有利な販売体制をつくっていききたいと、現在このシステムの内部については専門家と協議をしているところですが、そういう体系をとっていききたいと思っているところです。

◎下村委員 自分のイメージしていたのが、例えば過去の販売データも含めて今までのデータをビッグデータとして持っていた上で、そこに合わせて標準的にそこへ持っていくのかなとか思ったりとか、あと生產品目、今回ナスを考えられているようなんですけど、ほかの品目についての拡大であったりとか、あとそういうふうにある程度設定できれば労働力もそこに合わせて例えば集約させていくとか、将来を見るといろんな幅広い使い方ができるのかなと思って、そんなイメージを持っていたんですけど、大体今私が言ったよ

うな、そういうところまでの狙いみたいなのは持っているのでしょうか。

◎松村環境農業推進課長 出荷予測がきちっとできると、例えば現在、JAの出荷場も大変大きな労働力不足になっていますので、もっと手前の段階から詰め子の確保もできますし、単価が安いときには、例えば温度を上げること、下げることによって需給バランスをある程度調節できる生産体制もできるということで、まさしく委員お話のあったことも効果としては想定しているところです。

◎土森委員 この経営体を支える労働力の確保、これ一番重要やと思いますね。人がいないと生産は上がるはずがないし、そこで注目したのは、対策の拡充で、シルバー世代。実は以前僕がリタイアメント構想という政策の質問を何回かしたことありますけれども、都会の人たちが土をいじりたい、物をつくりたい、農業をやってみたいという人たちですよ、そういう人たちがたくさんいますんで。だから、そういう人にもターゲットを置くと、やるようにしていますけれど、こういう人たちは、実はお金を持っているんですよ。若いときに一生懸命働いて、余暇を楽しみたい、健康管理したいとか、そういう人たちなんです。ですから、ぜひもっと力を入れてやってほしいということ。

それと、最近僕、大学生とつき合うことが多くて、何か大豊とか嶺北のほうに休みに山の手伝いしたり農業を手伝うたりする、行っていますよという話をよく聞く。ここにもやっぱり県外から来ゆう人が高知に親しむ、好きになる、これにもつながってくると思うのでね。男女問わずそういう学生がいますよ。そういう人たちにもターゲットを置くという、これもなかなかいいですね。

それと、障害者の人たち、福祉施策の問題にもなってくるかもわかりませんが、農業をやっていただくと気持ちが落ちつくとか、そういう障害者の人に対していい傾向が出てくるという、これは私の経験ですけれどね。そういうところも対象としていますんで、ぜひ力を入れてやって、新しい人も呼び寄せていますけれど。

それから、高知は魅力があるみたいですよ、どういうわけか。海があり、山があり、川があり、食べるもんがおいしい、健康にいいとかね。ぜひやってみてください。もう少しこの幅を広げてみたらどうでしょうね、この件を。

◎松村環境農業推進課長 労働力不足対策で、特に県外からの移住の方、これを呼び寄せたい強い思いはございます。例えば昨年になります、四万十町でショウガのアルバイトを募集したところ、20名中6名がインターネットを見て県外から来られたと。その方たちのお話をお伺いしますと、例えば四万十町でショウガを掘った後、愛媛のミカンのアルバイトに行くと。そして多くの方は、その後、沖縄に行って、それから北海道にも行く方がいるということで、そういう援農者がずっと全国を回っているという実態も明らかになってまいりました。その方たちは、今回は興津の海の家に、冬場あいていますので泊まっていたいて、地元の方が圃場まで輸送するというので、今回の新規事業、新たな取り組

みを考え、取り組むのも、そういう方の御意見をお伺いして、宿泊所と移動手段の確保を取り組んでいきたいと思っています。特に全国的には、東京から例えば山形のサクランボの収穫、それから桃の収穫、学生に短期のアルバイトを組んで、輸送の手段も届けながら支援することによって、そこで農作業を体験していただく取り組みがなされていますので、本県もできたらこういう今の支援のポータルサイトなども活用しまして、県外からこういう方に来ていただきたいと思っています。

ちなみに、このお示ししています資料のポータルサイト、求職3名と書いてありますが、実は県内ではなしに、この3名の方、兵庫県、北海道、千葉県から、高知県で職がないかとまたお問い合わせをいただいています。これをもっと、例えば1次産業ネットという全国的なネットがありますので、そういうところにも応募することによって、高知にまずは農作業体験で、そしてこのうちの例えば千葉県の方とか、移住も考えているということで面談もさせていただいたり、それから兵庫県の方はお試して高知県に、将来的には定住したいというお話もお伺いもしています。結果はどうなるかわかりませんが、こういうのをぜひ拡充して、都会から高知県のファンに来ていただくような取り組みも徐々にではありますが広げていきたいと思っています。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎梶原委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 産地・流通支援課です。

まず、当課に係る平成30年度一般会計当初予算案の概要です。

資料No.②議案説明書（当初予算）の370ページです。

歳入は、国庫事業の活用に伴う国庫補助金と産地パワーアップ事業の基金事業の活用に伴う雑入等です。国庫補助金、雑入の詳細については、後ほど歳出で御説明をします。

次のページ371ページをお願いします。

歳出です。

総額は25億823万8,000円で、前年度に比べて7億5,175万5,000円、率にしまして43%の増となっています。増額の主な理由は、産地パワーアップ事業の要望増や企業立地促進事業費補助金の支払い等によるものです。

6目の産地・流通支援費から、右端の説明欄に沿って説明をします。

2の園芸用ハウス整備事業費の園芸用ハウス整備事業費は、研修用ハウスや新規就農、規模拡大などの園芸用ハウスの整備に補助し、園芸産地の維持・強化を図る事業です。30年度は、約16ヘクタールのハウス整備を計画しています。

次の燃料タンク対策事業費補助金は、南海トラフ地震によるタンクからの重油流出による火災等の二次災害リスクの軽減を図る事業で、ヒートポンプなどの重油代替暖房機の導

入によるタンクの削減や、既存のタンクから流出防止機能を備えたタンクへの置きかえに対する補助などを行う事業です。30年度は、各市町村において整備方針や年次導入基数などについて整備計画を作成いただき、積極的に導入を進めていきたいと考えています。

3の園芸産地総合対策事業費は、篤農家を中心に生産技術等の情報を共有する学び教合う場の仕組みを活用して、環境制御技術の普及など、産地の課題を解決する取り組みを進める予算です。

3つ下のゆず振興対策協議会負担金は、高知県ゆず振興対策協議会が行う販売促進活動などに対する負担金です。

続きまして、372ページをお願いします。

4の競争力強化生産総合対策事業費の産地パワーアップ事業費補助金は、国の事業や基金を活用して、低コスト耐候性ハウス等の整備や、リース方式による環境制御機器やヒートポンプ等の導入を補助するものです。環境制御技術については、平成29年度までに多くの農家に取り組んでいただき、全品目で275ヘクタール、主要7品目で234ヘクタール、35%まで普及する見込みとなりました。平成30年度については、国の基金を活用した産地パワーアップ事業と後ほど説明します県事業の環境制御技術普及促進事業を合わせまして約6億円の予算によりまして、環境制御技術の普及を一気に加速化させ、生産量の拡大につなげてまいりたいと考えています。

なお、国の事業は、本体価格が50万円以上などの条件がありますので、国の条件に合わない場合について県の事業で対応したいと考えています。

5の野菜価格安定対策事業費は、野菜の生産者の経営安定を図るため、計画的に出荷される対象野菜の市場価格が著しく下落した場合に、国、県、生産者がそれぞれ負担し資金造成していた中から一定の基準に沿って価格差補給金を交付する国の事業に要する県の負担分を計上しています。

次の6の園芸品等販売拡大事業費の、高知の花展示商談会等開催委託料は、関西圏等で開催する高知県産花卉の展示商談会を、また次の青果物販路開拓支援事業委託料は、こだわりのある野菜、果実の販路を拡大するため、飲食店、量販店等、実需者とのマッチングや産地でのアドバイザー業務を委託するものです。

2つ下の新需要開拓マーケティング協議会負担金は、卸売市場から先の流通販売戦略を農業団体と共有、実践するため、園芸連、JA中央会、県で構成する新需要開拓マーケティング協議会に対する負担金です。

ここで、議案に関する補足説明資料、赤色のインデックス産地・流通支援課の1ページをお開きください。

新需要マーケティング協議会の事業の一つとしまして、多様な流通販売に精通した卸売市場から提案をいただくプロポーザル方式による業務委託によりまして、業務需要の開

拓、加工ニーズや海外ニーズに応える販路開拓に平成26年度から取り組んでいます。30年度については、8件の委託を予定しています。

資料の右の、今後の取り組みの方向に記載していますが、部門の見直しと、関西地区でのミョウガ、関東地区での土佐文旦など6品目を戦略品目として設定し、取引の強化を図るとともに、青果と花卉で輸出の定着と品目の拡大を図ってまいります。

資料No.②当初予算議案書372ページにお戻りください。

一番下の青果物連絡協議会等負担金は、東京、大阪事務所の職員が情報収集を行うために必要な協議会への負担金や、高知県東京事務所園芸分室の豊洲への移転に要する負担金等です。

次の373ページをお願いします。

1つ下の農産物輸出促進事業費補助金は、生産者組織などが行う農産物の輸出に関する国内外の情報収集や、海外での展示会、商談会への出展やテスト輸出等に対して支援するものです。30年度は、卸売市場への委託事業などで海外で好評を得ていますグロリオサなどの産地の取り組みを、引き続き支援してまいりたいと考えています。

次の園芸品集出荷支援事業費補助金は、基幹園芸品目の地域における集荷輸送システムの構築充実や簡易な集出荷施設等の整備について支援をするものです。

7の次世代施設園芸推進事業費の燃料低コスト化技術実証事業委託料は、持続可能な次世代型こうち新施設園芸システムの確立のために、9月議会で認めていただきました燃料用おが粉の低コスト製造技術に係る実証を委託するものです。

次の工事請負費は、次世代施設園芸団地に隣接する県有地の整備工事を行うものです。

次の次世代施設園芸技術習得支援事業費補助金は、次世代施設園芸の各地域への展開を促進するため、国の事業を活用しまして、次世代型ハウス及び環境制御技術等の成果の情報発信や研修の実施等を支援する事業です。

ここで、議案に関する補足説明資料、赤色のインデックス産地・流通支援課の2ページをお願いします。

先ほど環境農業推進課からも説明がありましたが、これまでの環境制御技術にIoTやAI技術を融合するとともに、栽培のみならず出荷、流通までを見通したNext次世代こうち新施設園芸システムの構築を目指しています。産地・流通支援課予算では、資料中段の右の普及・展開の欄に記載してありますが、30年度は、先ほど説明いたしました国の補助金を活用しまして、新たに圏域の推進協議会を立ち上げ、研修会の開催や、ハウス内の環境や収量などの各種情報の一元化システムの開発等に取り組んでまいります。

資料No.②議案説明書（当初予算）の373ページにお戻りください。

右の説明欄の下から5つ目の環境制御技術普及促進事業費補助金をごらんください。

これは、産地パワーアップ事業のときに説明させていただきました環境制御技術の導入

を支援する県の事業です。

次に、農業クラスター関連予算ですが、補足説明資料赤色のインデックス産地・流通支援課の3ページをお願いします。

これは、園芸農業を核とした農業クラスターの形成を進めるための支援メニューの資料です。資料の上のほうから、農業クラスターの形成に向けてのクラスタープランの策定、核となる園芸団地の用地を生み出す仕組みや基盤整備、さらに生産拡大に必要な各種のハード整備への支援など、農業クラスター形成を進めるための制度、事業をメニュー化しています。

30年度は、特に次の3点について強化を図りたいと考えており、1点目が、右上に記載してありますが、クラスタープランのバージョンアップへの支援です。クラスタープランを実施する中で生じた課題を解決するために必要な情報収集や実証事業等が行えるよう拡充いたします。

2点目が、資料の真ん中にあります次世代園芸団地用地確保事業です。1ヘクタール以上のまとまった土地を20年以上貸借してくれる地域に対して支援をいたします。

3点目が、資料の一番下の真ん中に記載してあります次世代型ハウス・農業クラスター促進事業です。地域の特性に合わせたクラスターが形成できるよう、新たに露地園芸作物の生産拡大に必要な施設、機械などの導入を支援いたします。

これらの制度や事業を活用し、県内各地域で農業クラスターの取り組みを進めてまいりたいと考えています。

現在、園芸を核とした農業クラスターは、四万十町の次世代型ハウスを核とした取り組みなど7カ所で進んでいます。さらに、この3月中に新たに南国市のニラのそぐりセンターや生産拡大を目指したプロジェクトが立ち上がり、8プランとなる予定です。

資料No.②議案説明書（当初予算）の373ページにお戻りください。

右の説明欄の下から4つ目、次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金をご覧ください。

これは、農業法人等による次世代型ハウスや生産関連施設の整備に対する支援やアドバイザーへの支援、新規雇用への雇用奨励等を行うものです。30年度からは、先ほど説明しました露地園芸作物の生産拡大に必要な施設等への支援について拡充をしたいと考えています。

次の農業クラスター計画策定事業費補助金は、市町村が行う農業クラスター形成に向けた計画づくりや、市町村、民間企業が行う園芸団地の用地確保に向けた取り組みに対し補助するものです。30年度からは、先ほど説明いたしましたクラスタープランのバージョンアップと、生産拡大の核となる園芸団地用地をまとめて集積し長期間にわたり貸借契約を行う地域に支援ができるように、事業の拡充を考えています。

次の企業立地促進事業費補助金は、農産物の生産拠点の新設増設経費等を助成することで企業の立地を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るもので、日高村で農業参入している企業に対し、農業クラスターの核となる1.6ヘクタールのミニトマトのハウス等の整備に対し補助するものです。

以上で、平成30年度一般会計当初予算案について説明を終わります。

続きまして、平成29年度2月補正予算案について御説明をします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の189ページをお願いします。

歳入は、国庫補助金の増額ですが、歳出で御説明をします。

190ページをお願いします。

歳出の6目産地・流通支援費です。

右端の説明欄をごらんください。

1の園芸用ハウス整備事業費の燃料タンク対策事業費補助金は、入札や計画の見直しによる減額等によりまして当初計画額を下回ったことによるものです。

3の競争力強化生産総合対策事業費の産地パワーアップ事業費補助金は、国の補正予算に伴い、香美市の低コスト耐候性ハウスなどの整備を30年度当初予算から前倒しにしたことによる増額によるものです。

4の野菜価格安定対策事業費の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金と契約指定野菜安定供給事業費補助金は、交付実績額が当初の見積もりを下回ったことによるものです。

5の園芸品等販売拡大事業費の青果物連絡協議会負担金は、東京中央卸売市場への移転に伴う東京事務所園芸分室の豊洲市場への移転が延期となったことによるものです。

次の園芸品等集出荷支援事業費補助金は、事業計画の見直しによって補助金が不用となったことによるものです。

6の次世代施設園芸推進事業費の環境制御技術普及促進事業費補助金は、国事業が活用できたことにより県の補助金が不用となったことによるものです。

191ページをお願いします。

次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金は、事業計画の見直しによって補助金が不用となったことによるものです。

次の192ページをお願いします。

繰越明許費です。

追加の競争力強化生産総合対策事業費は、国の補正予算に対応するため、産地パワーアップ事業費補助金を繰り越しするものです。

次の変更の園芸用ハウス整備事業費は、園芸用ハウス整備事業費補助金に係るものです。

議案に関する補足説明資料、赤色のインデックス産地・流通支援課の4ページをお願いします。

昨年の台風21号等によって被害を受けた園芸用ハウスの復旧については、12月議会で、中ほどの括弧内に記載してありますように、県補助率の引き上げなど、補正予算を認めていただきました。今回、さらに災害復旧を後押しするため、次の点について見直しを行いました。

災害復旧区分の補助金の対象となる基礎限度額を10アール当たり200万円引き上げを行いました。これは、最近のハウス価格の上昇や、災害復旧のための修繕については修繕箇所の分解などの工程が必要となり費用がかかることなどから、引き上げることとしました。

また、補助対象事業費の算出方法については、これまで、被害を受けた面積の算定に農業共済の損害割合を用いてきましたが、農業共済の評価は損害に対する評価で、ハウスとしての機能を残しているかの評価ではありませんでしたので、今回、復旧の実態に見合うようにしました。平成25年から28年の間で災害によって県事業を活用して建てかえられた損害評価書のあるハウス34件の平均損害割合が56%であったことから、被災農家が建てかえの目安とするのが約50%と考え、損害割合を2倍にして算出することとしました。さらに、要綱改正までに補助金を活用せずに自己復旧をされた生産者が多かったことから、特例措置として、自己復旧済みの場合でも補助対象となるようにしました。これにより補助金の申請がふえる見込みとなり、繰越額を増額するものです。

以上で産地・流通支援課に係る平成30年度当初予算案及び平成29年度補正予算案についての説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 次世代型のハウスよね、農業クラスター。このハウスは大分ふえましたか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 順調にふえてまいりまして、大体今までで27年から29年度までで32.6ヘクタール、それから来年度の予算で約44ヘクタールぐらいまでふえるんじゃないかということで予算をやっています。

◎土森委員 物すごい魅力的よね。四万十町でやりよう四万十とまとさん、あれできて3年目になったですかね、4年目ですかね。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、作としては2作目を進んでいます。まだ1作が終わったばかりで、現在、2作目が半分過ぎたという形になります。

◎土森委員 どうですか数量、それから販売額ね、どれぐらいなんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、四万十町のやっている団地、3社が入っています。その平均ですけれど、昨年度の実績が目標に対して99%ということですので、ほぼ目標に到達しておるということです。それから、今年度については昨年を上回るペースで収

量も伸びておりまして、目標を超える収量で今行っているとお聞きしています。

◎土森委員 これはもう大成功ですよ。こういう次世代型のハウス、農業クラスターということになろうと思いますけれど、やろうとしている法人ですよ、何社かできちゅうと思います。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 次に新たに法人としてこういう取り組みをしたいとお話を聞いていますが、県外からは2つの会社が考えておられるというお話を聞いていますし、それから1社、県内でも新たに農業法人を立ち上げて、幡多郡のほうでこういった取り組みへ参加したいということで具体的な計画を今練っておられる法人がごぞいます。

◎土森委員 この法人はふえると思うんですね。ただ問題は、こういう施設ですから相当面積が広くないといかんわけで、その土地を探すに大変だと思いますがね。例えば、広いところはあるけれど、なかなか水害に弱いところはいかんとか、それから埋め立ててその後、利活用ができるようにするところも当然あります。この施設は下にコンクリ張ってやるわけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 基本的に最近コンクリも認められるようになりましたので、そういう部分が多いかと思います。

◎土森委員 そうなってくると対象が広まってくると思いますがね。産廃の跡を埋め立てて何年かたったときとか、そういうところなんかも活用ができるということになりますよね。本当に僕は高知県のヒットじゃないかなあと。県外でもやっていますけれどね、類似したものをね。課長は積極的にこれ進めよるそうですから、ぜひいろんな、環境対策だとかいろいろあるかもわかりませんが、伸ばしていくということで、力を入れてやってください。

◎横山委員 産地パワーアップで、かなり地域地域の農業の充実展開が図られている。ショウガの施設も枝川で本当にお世話になって、皆、地域のショウガの発展普及は拡大していくんだろーと思っっていますけれど、いの町もそんな中でショウガのクラスター計画を立てています。今回この農業クラスター計画策定事業費補助金で、策定していたクラスター計画をもう一回情報収集したりいろんな研究していくということでバージョンアップという面と、見えてきた課題に対して対応していくということにもなろうかなと思うんですけど、実際着手してみて、この予算計上するに当たってクラスターの中で見えてきた課題というか、こういうところをちょっと壁を乗り越えないかんがあると思えば、どのようなものですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 クラスター計画を進めていく中で、私ども農業振興部の得意分野というたらあれなんですけれど、生産活動のほうは非常に順調に進んでいるのではないかと考えています。そういう部分の2次、3次産業をいかにこの取り組みの中に呼び込んでくるかが大きな課題であろうかと思っています。

そういう中で、最初にスタートしました四万十町では、新しいカレー、トマトのカレーであったりとか、それから日高村では御存じのように非常にトマトを中心とした取り組みとか、そういう2次、3次産業も含めた取り組みがやっと見えてまいりました。まだまだほかのところではそういう部分がこれからというところですので、そこはこれからしっかりとクラスターとしての取り組みを進めていかなくてはならないと思っています。

それともう一点が、いろいろ計画を立てる段階と違って、実際やってみますと、今委員がお話ございましたように、非常に変わってきたところ、あるいは想定しなかったことなんかもございます。そういう部分が、来年度、計画のバージョンアップを計画しておるのが香美市、香南市のほうのニラの取り組みを少し計画バージョンアップしたいと考えています。そういったその時々動きにきちっと対応したクラスター計画にしていくのが大事かと思っています。

◎横山委員 その中で、ずっと長い目で見て、クラスターはしっかり根づかせていかないかんという中において、マネジメントしていく人材も大変重要なんじゃないかなと思うんですけど、さっき環境農業推進課のほうで、大学でいろんな人材も育成していこうというようなことにおいて、さまざまなクラスターをマネジメントしていく、市町村なのかJAなのか、いろいろあるんだろうと、地元の方でマネジメントしていくという観点から、人材育成に関してどのような御所見がありますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今お話がございましたように、このクラスターは地域の取り組みになりますので、やはりそこで暮らしている、あるいは働いている人たちがしっかりとこのクラスターを自分のものにしてバージョンアップをしたり、あるいはきちっと取り組んでいくということが大事になろうかと思えます。一義的には、今スタートした段階ですので、市町村の職員の皆さんあるいはJAの皆さん、うちの職員も含めてかなり努力はせんといかんと思えますが、将来的には、中核となる園芸用ハウスの方であるとか地域の栽培をされている方とか、そういった方々が中心になっていくということは大事かと思えますので、計画段階からしっかりとそういう方々と一緒にやっっていこうと考えています。

◎横山委員 最後に、地域に人材が根づくとならばそれで産業は恐らく発展するんだろうと。その中で、中核人材は大変重要なことだと思うんで、さっきの大学の中で、いろんなクラスターも高知県が取り組んでいるんだということをしかり教えていくことも多分重要になってくるんだろうと、そういう方がふえてくると実際に外へ出ていくという方も減ってくるんだろうと。このクラスターは多分、農業の担い手とか農業のことだけでなく関連産業を生み出していくということなので、そこに対してすごく知見があるというマネジメント人材は、このクラスター事業の鍵を握るところだと僕は思っているんで、その辺の強化も今後とも図っていただきたいなと思えます。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈地域農業推進課〉

◎梶原委員長 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎有馬地域農業推進課長 平成30年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の375ページをお開きください。

歳入は、中山間地域等直接支払交付金などの国庫補助金等です。詳細については、歳出の中で御説明します。

次のページをお願いします。

歳出です。

当課の平成30年度当初予算は総額17億6,385万円で、前年度の当初予算と比べ5,373万7,000円の増となっています。増額の主な理由といたしましては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金におきます交付面積の増などによるものです。

それでは、右の説明欄に沿って御説明します。

2の中山間地域等直接支払事業費は、生産条件の不利な中山間地域において農業生産活動が継続して行われるよう、集落協定等に交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止や、農業・農村が持つ国土保全などの多面的機能の確保を図るものです。

3の多面的機能支払交付金事業費は、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るために、農業者等が行う水路や農道等の地域資源の保全活動を支援するものです。

次のページをお願いします。

4の集落営農支援事業費は、集落営農の組織化に加え、園芸品目等の導入に取り組むうち型集落営農や法人化へのステップアップをソフト、ハードの両面から支援することによりまして、地域農業の維持活性化を図るものです。

5の複合経営拠点支援事業費は、中山間地域の農業の競争力を高め、地域全体で農業を支える中山間農業複合経営拠点を県内に拡大するために、ソフト、ハードの両面から支援するものです。

また、今後のハード支援については、国の過疎対策事業債の積極的な活用を市町村にお願いしたいと考えています。その支援策として、市町村の負担軽減を目的とした県の交付金事業を創設し、平成31年度の当初予算への提案を行ってまいりたいと考えています。

議案に関する補足説明資料の赤色のインデックス地域農業推進課のページをお開きください。

複合経営拠点の経営発展に向けました取り組みのバージョンアップの資料となっています。

複合経営拠点は現在16拠点と、県内への広がりを見せていますが、今後これらの拠点が

地域の中心となる経営体として経営発展していくためには、特に左側にありますように省力化機械やI o Tなどの新技術の導入や園芸品目の生産拡大を、下にあります県の事業の支援策も拡充し、推進していきたいと考えています。また、本年度から取り組んでいます事業戦略づくりの支援体制の強化といたしまして、右側にあります事業戦略の策定からP D C Aサイクルのフォローに至るまでを一貫して行うアグリ事業戦略サポートセンターを創設し、事業戦略をきめ細やかにサポートしてまいります。

資料No.②議案説明書（当初予算）の377ページにお戻りください。

6の6次産業化推進事業費は、6次産業化に取り組む農業者等への支援や人材育成、また個別相談対応などの経費について計上しています。

このうち、2つ下の6次産業化支援業務委託料は、6次産業化サポートセンターの運営を委託するもので、個別相談やアドバイザーの派遣などを国の交付金を活用して行うものです。

7の地産地消推進事業費は、地産地消の取り組みを県民や飲食店等との協働によりまして推進しますとともに、直販所のさらなる経営発展に向けました支援に係る経費を計上しています。

このうち、2つ下のパンフレット作成委託料は、高知県特有の郷土料理の一つであります田舎ずしをテーマに、県外や海外からの観光客などを対象としました郷土料理のPRパンフレットの作成を委託するものです。

次のページをお願いします。

直販所活性化セミナー開催等委託料は、直販所のさらなる活性化に向けましたプランづくりを行うセミナーの開催を委託するものです。

8の品質表示適正化推進事業費は、食品の品質表示の適正化を推進するため、製造業者などを対象としました表示制度の説明会の開催やモニタリング調査などを行うものです。

9の中山間地農業ルネッサンス事業費は、中山間地域を牽引していくリーダーの確保育成などの県の活動経費に加えまして、先ほど複合経営拠点で御説明しましたアグリ事業戦略サポートセンターの運営や集落営農などのPR動画の作成を委託するものです。

以上が平成30年度一般会計当初予算案の概要です。

続きまして、平成29年度2月補正予算案につきまして御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）193ページをお開きください。

歳入は、いずれも国庫補助金であります。中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの減額と、中山間地域所得向上支援事業費などの増額です。詳細は歳出の中で御説明します。

次のページをお願いします。

歳出につきまして、右端の説明欄に沿って御説明します。

1の中山間地域等直接支払事業費のうち中山間地域等直接支払交付金は、当初予定していましたが加算措置の取り組みの見送りなどによりまして交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものです。

2の多面的機能支払交付金事業費のうち多面的機能支払交付金は、当初予定していましたが新規地区の見送りや、国の予算措置が十分に行われなかったことなどによりまして、交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものです。

3の集落営農支援事業費のうち、次のページの集落営農支援事業費補助金は、事業の入札減などによるものです。

4の複合経営拠点支援事業費は、事業規模の見直しや入札減などによるもので、交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものです。

5の6次産業化推進事業費は、6次産業化セミナーの開催の一部経費を国事業を活用したことによる減額です。

6の中山間地域所得向上支援事業費については、議案に関する補足説明資料の地域農業推進課のインデックスの2ページをお開きください。

この事業は、中山間地域において収益性の高い農産物の生産、販売等の取り組みを総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進します、国の平成29年度補正事業です。事業内容については、中山間地域所得向上計画の策定や農地等の基盤整備、加工施設等の整備、それから鳥獣被害防止施設の整備などの事業メニューがございます。このうち当課では、中山間地域所得向上計画の策定と加工施設等の整備を所管しておりまして、高知市で実施します大規模直販所と馬路村で実施しますユズ加工施設の整備に関する予算案を計上しています。

次のページをお願いします。

J Aグループが整備いたします大規模直販所の整備につきまして、概要を御説明します。

右側のイメージ図にありますように、全国最大級の売り場面積を誇る大規模直販所と、併設して量販店、そして複合施設が、高知市北御座のJ Aビルの向かい側に建設される計画となっています。大規模直販所については、県内全域から農産物や加工品を含めた特産品を集荷し、店舗で売るだけでなく、外商にも取り組んでいく計画となっております、本年9月に着工し、来年4月オープンを目指しています。県としましては、ハード、ソフトの両面から支援することとしており、国費に県費を加えました補正予算案を計上しています。

資料No.④議案説明書（補正予算）195ページにお戻りください。

6の中山間地域所得向上支援事業費は、先ほど御説明しました中山間地域所得向上計画の策定と加工施設等の整備を合わせまして3億1,605万9,000円を新たにお願いするもので

す。

以上、これらを合わせまして2億2,510万8,000円の増額補正となっています。

平成29年度補正予算案については以上です。

続きまして、繰越明許費につきまして御説明します。

次のページをお願いします。

中山間地域所得向上支援事業費は、先ほどの加工施設等の整備に十分な工期を確保することができないことから、全額繰り越しするものです。

地域農業推進課の説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この6次産業ですわね、順調に行っていますか。

◎有馬地域農業推進課長 6次産業化については、毎年、当課が所管しています農業者グループとか団体に対して加工販売額の調査をしているんですが、年々販売額も増加しておりまして、裾野が拡大しているといった状況であります。

◎中内委員 どれぐらいの販売額になりますか。

◎有馬地域農業推進課長 当課が調査をしている107団体で合計46億5,000万円ぐらいになっておりまして、昨年と比べても2億円ぐらい増額になっています。

◎中内委員 品目は何がが多い。

◎有馬地域農業推進課長 ユズの加工品がほとんどを占めておりまして、割合としては、約8割ぐらいとなっています。

◎中内委員 この多面的機能支払交付金のは5億5,000万円も組んじゅうけんど、十分いけますか、これで。

◎有馬地域農業推進課長 多面的機能支払なんですけど、26年度に法制化されまして、27年度も100組織が新たにできるなど、高知県も活動組織数がふえてまいりましたし、全国もかなり取り組む地区がふえておりまして、実は国の予算が追いついていないような状況で、先ほど減額補正のほうでも御説明しましたが、少し国の割り当てがっていないような状況です。

◎塚地委員 今の関連してなんですけれど、組織がふえてきている状況で、全国的にもふえてきて、国の予算が追いついていないと。それに対して何かアプローチをやられていますか。

◎有馬地域農業推進課長 毎年度、国に対しては、十分な予算確保といったことで政策提言しています。30年度の概算決定の予算なんですけど、本年度と同額にはなっておりまして、国のほうで少し緩和していただいております。多面的機能支払交付金は、草刈りとか水路の泥上げをする農地維持支払交付金と、水路などを補修する資源向上支払交付金（共同、施設の長寿命化）の3つになっておりまして、それぞれ予算が交付決定されてきてい

るんですが、この交付金間の流用といったのをできるように本年度からしていただいています。

◎塚地委員 中山間地域にとってはすごく大事な事業になっていまして、今、頑張るところにお金をうんとつけるけれど、そういうところにはなかなか予算が回らないという状況もあるんで、ぜひ声を大きく上げていただきたいなと改めて要請をしておきたいと思えます。

それで、その中山間地域等の直接支払の関係なんですけれど、来年度に向けて協定の結びかえみたいなことをしていかないとと思うんですが、集落のですね。一貫してずっと議題になっている、なかなか手続がややこしくてよう手を上げるところがあるとかという課題を言われているんですけれど、それは新たに切りかえる段階で、具体的にこんなに改善を進めていますよという県の努力はどういう状況でしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 この中山間地域等直接支払制度なんですけど、今、4期対策の3年目になっています。4期になったときも、高齢化でありますとか取りまとめ役がいらないといったことで、かなり継続を断念した集落がありました。それを踏まえまして、県は実態調査もし、協定の広域化と事務を代行していただく組織化、今この2つを推進しているところです。

◎塚地委員 事務代行的なものに対する何か具体的な、例えば人の手当てとか、それに対する補助制度とか、具体的にそういうものができているんですか。

◎有馬地域農業推進課長 県内の4組織ぐらいで事務の代行をしているんですが、交付金の中から例えば20%ぐらい支出して、20協定をまとめて人を雇用するとか、そういった交付金の中から人を雇用するといった形を今とっています。

◎塚地委員 てことは、交付金の中から人件費を出すと、受取手にすると実入りが減っちゃうってことになりますか。

◎有馬地域農業推進課長 実はその4期対策から、基礎的な交付単価に加えまして加算措置が新たにできておりまして、例えば集落協定を広域化するのであれば10アール当たり6,000円くれますとか、県からの政策提言もあって、さらにきつい傾斜のところに対しての超急傾といった加算措置があるんですが、そういったところが10アール当たり3,000円といったものがありまして、今までよりちょっと加算したお金で、今までより減らないように、加算措置を使って人を雇用するとかといった工夫をしているところです。

◎塚地委員 以前から、その代行事業自身に県としての何かの助成ができませんかねということは、ちょっとお話をしよったことはあるんですけれど、それは現段階ではなっていないってこと。

◎有馬地域農業推進課長 人件費的な支援は今できていないんですが、事務代行をどうやってまとめるかといったところは市町村と一緒にあって、広域化等含めて一緒に取り組ん

でいるところです。

◎塚地委員 一定努力してくださっているのはよくわかるんですけど、一番その事務
手続をやるリーダーがいないのはネックなんで、そのこのところを来期に向けて負担なくで
きるということはぜひ今後に検討していただきたいと思うんで、それはお願いしておき
たいと思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎梶原委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課にかかわります議案は、平成30年度の当初予算、平成29年度の
補正予算及び条例その他議案です。

まず、30年度当初予算案から御説明します。

お手元の資料No.②議案説明書（当初予算）の379ページをお開きください。

歳入予算は、家畜保健衛生所で行います家畜診療に係る手数料やBSE対策などの家畜
伝染病予防事業や、家畜衛生対策事業への国庫負担金や補助金、また生産物等の売り払い
によります収入、畜産試験場の施設整備に係る県債などです。

380ページをお願いします。

下から4行目の3生産物売払収入が増加していますのは、県が全農に委託して行って
います土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業が来年度3年目となりますため、生まれて
くる土佐あかうしの子牛が増加することによるものです。

続きまして、歳出を御説明します。

382ページです。

科目の欄の下の端、1畜産振興費につきまして御説明します。

右端の説明欄に沿って、主なものについて御説明します。

まず、1人件費は、畜産振興課、畜産試験場及び家畜保健衛生所の職員89名の人件費で
す。

一番下の行の2家畜保健衛生事業費は、次の383ページの2行目にあります庁舎管理委
託料を初めとします家畜保健衛生所の管理運営経費のほか、家畜保健衛生所が行う家畜疾
病の予防や家畜の診療などに伴う経費です。

上から5行目の獣医師養成確保修学資金貸与事業負担金は、県内の高校生等を対象とし
ておりまして、国の獣医師養成確保修学資金貸与事業制度を活用し、本県の畜産振興に携
わる県の獣医師職員の確保を図ろうとするものです。来年度は、新たな高校生等2名と、
今年度この制度を活用し獣医大学に入学が決定している2名、さらに今在学中の獣医学生
4名を加えました合計8名への負担を予定しています。

なお、国の制度の見直しによりまして、来年度からは貸与月額が現在の12万円から18万

円に増額されますので、これに合わせ県の負担金も増額しているところです。

次の獣医師修学資金貸与金は、全国の獣医大学生を対象とした県単独の制度でして、本県の畜産振興に加え、公衆衛生などの分野にも携わる県の獣医師職員の確保を図ろうとするものです。来年度は、新規貸し付け2名に在学中の12名を加えました合計14名への貸し付けを予定しています。

次の3家畜伝染病予防費です。高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病予防法に定められた伝染病の発生を予防するため、家畜保健衛生所において立入検査や精密検査を実施するとともに、BSE対策特別措置法に基づき、死亡牛にかかわる検査を実施するものです。

次の立入検査委託料は、農場でのBSEの全頭検査や死亡牛確認等の一部を引き続き農業共済組合及び民間の獣医師に委託するものです。

次の5畜産総合対策推進事業費は、県内畜産関係団体が各中央団体から補助を受けて実施する各種事業の指導、畜産農家の経営指導を行いますとともに、土佐あかうしなど県内畜産物の販路開拓や消費拡大などに取り組むものです。

次の畜産経営技術指導委託料は、畜産経営技術の向上のため、研修会の開催、経営の診断や指導などを一般社団法人高知県畜産会に委託するものです。来年度は、今までの内容に加え、新たな担い手対策の取り組みも委託することとしました。

担い手対策の取り組みについては、議案に関する補足説明資料の赤色のインデックス畜産振興課のついた1ページをお開きください。

担い手対策の取り組みについては、左側の畜産における課題にございますように、1、畜産の就農希望者に対するワンストップの相談窓口がないことや、2、農業次世代人材投資事業などの支援を受けられる条件である同一市町村内で研修と就農が難しいということ、また3の、畜産の実践的な知識や技術を学ぶ場がないことなど、ソフト面の課題が明らかとなってまいりました。

そこで来年度からは、右側の対応のところにありますように、1一般社団法人高知県畜産会において畜産就農相談窓口を設置することや、2県域を一つの産地とみなして、県内であれば研修地に限定せずに就農支援が受けられる県域産地提案書を策定し、畜産の担い手確保育成に取り組んでまいります。あわせて、3畜産試験場に畜産版の担い手育成センターとしての機能を持たせるために、新たに畜産担い手育成畜舎を設置し、講義や実習により畜産の基礎知識、技術を習得できる場を確保します。これらの取り組みによりまして、今後の増頭に対応できる年間3名程度の担い手を確保育成してまいります。

それでは、議案説明書に戻っていただきまして、384ページをお開きください。

上から1行目の畜産物消費拡大事業委託料は、TPPなどへの対策として平成28年度から行っている取り組みで、輸入畜産物の影響が懸念されます県内産豚肉の地消促進を図る

ため、県内の量販店などでの試食販売やPR活動、資材作成などを委託するものです。

上から2行目の畜産物販路拡大事業費補助金は、畜産関係団体が行う土佐あかうしなどの県内畜産物の販路拡大や消費拡大を図るため、商談会や販売促進資材の作成等への取り組みを支援するものです。

次の6畜産生産基盤強化事業費は、流通飼料対策や自給飼料増産対策のほか、畜産物の生産基盤の強化を図るため、市町村が実施する畜産施設の整備等に対して助成するものです。

7行目の肉用牛導入資金供給事業費補助金は、雌子牛を導入するための基金を造成する市町村に対しまして、その経費を助成するものです。

8行目のレンタル畜産施設等整備事業費補助金は、市町村または農業協同組合が行いますレンタル畜産施設等の整備に要する経費につきまして、それを市町村が補助する事業に対し補助するものです。

議案補足説明資料に戻りまして、2ページの上段をお願いします。

増頭が加速することで必要となる畜舎の整備に当たっては、臭気や排水、騒音など周辺環境への対策が課題となってきます。そのため、来年度から、臭気対策などの最新技術につきまして有効性や導入コストの検証を行いまして、地域の実情に合った対策を次世代こうち新畜産システムとして構築し、環境対応型施設の整備に必要な支援を行い、導入を促進してまいります。

また議案説明書の384ページにお戻りください。

7土佐あかうし増頭対策事業費です。

土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業委託料は、土佐あかうしの受精卵の生産及び北海道の全農ET研究所が所有します乳用牛への受精卵移植などを全農ET研究所に委託するとともに、受精卵移植で生まれた子牛の育成を土佐町酪農業協同組合などに委託するものです。

次のページ385ページの上から4行目の土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金は、繁殖雌牛の導入や生まれた雌の子牛を母牛として利用する自家保留に対する支援を拡充することで増頭の加速化を図るものです。

次の土佐和牛担い手確保対策事業費補助金は、農家における新規就農希望者の就農体験を実施する市町村に対し運営経費などへの支援を行うものです。

これらの取り組みに加えまして、生産者、特に新規就農者など経験が浅い方にとりましては、雌牛の発情を見逃し、人工授精のタイミングを逃してしまうことが、子牛の生産性向上を妨げる大きな課題となっています。

先ほどの議案補足説明資料の畜産振興課の2ページです。

今度は下の段ですけれども、生産効率の改善をごらんください。

適切なタイミングで人工授精を行うために、I o Tを活用しまして、母牛の首に取りつけましたセンサーが発情を感知した際は電子メールなどにより生産者や人工授精師などに通知するシステムが、黒毛和種の母牛において開発されています。このシステムを、増頭が急がれます土佐あかうしへ応用することを目指し、来年度からは畜産試験場で実証実験を行うなど、子牛の生産性5%向上を目標に取り組みを進めてまいります。こうした取り組みによりまして、I o Tや、さきに御説明いたしました上段の環境対応型施設といった先進技術を次世代こうち新畜産システムとして構築することにより、生産性の向上と生産基盤の拡大を図り、さらなる増頭に結びつけてまいります。

それでは再び、議案説明書の385ページにお戻りください。

中ほどにあります8酪農振興事業費は、酪農の生産基盤の維持拡大を図るため、乳牛の改良や飼育管理の改善により生乳の生産量の増加に取り組む酪農家への支援などを行うものです。

乳用牛群検定推進事業費補助金は、乳牛の乳量や乳質の向上を図るため、検定員による乳成分の分析や指導に要する経費の一部を全農高知県本部に補助するものです。

次の生乳増産促進事業費補助金は、酪農家の増産意欲を高めるため、乳牛の分娩頭数の増加を促進するための分娩間隔の短縮や妊娠牛の導入といった取り組みに対し補助するものです。

次の9養豚・養鶏振興事業費は、県内養豚の安定供給と養豚経営の安定的発展を図るとともに、土佐ジローや土佐はちきん地鶏の生産基盤の強化に取り組むものです。

2つ目の地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金は、養豚農家の経営安定を図るため、肉豚の価格が低落したときに粗収益と生産コストの差額の8割を補填するための生産者積立金造成事業に対して助成するものです。

次の小規模鶏舎整備事業費補助金は、土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏を飼育する農家が行います簡易な鶏舎の整備に要する経費について補助するものです。

386ページをお願いします。

10食肉処理施設整備推進事業費は、高知県広域食肉センターの老朽化等に伴い、県内に新たに高度な衛生管理ができる食肉処理施設の整備を進めるために要する経費です。高知県新食肉センター整備検討会におきまして新センター整備の方向性が示されましたので、来年度は整備に向けた調査や検討を行うこととしています。

なお、整備検討会の検討状況などについては、後ほど御報告します。

次に、科目2畜産業試験研究費について御説明します。

1畜産試験場管理運営費は、畜産試験場の管理運営に要する経費です。

上から4行目の設計等委託料は、これはさきに説明しました畜産試験場の畜産担い手育成畜舎建設のための地質調査や、肥育豚舎の建てかえ工事に伴う管理委託に係る経費で

す。

次の施設整備工事請負費は、先ほど御説明いたしました畜産試験場の肥育豚舎の建てかえ工事や、事務所に女子トイレを新設する工事等に係る経費です。

2 畜産業試験研究費については、畜産農家の収益性向上を図るため、生産現場のニーズに基づく技術開発を促進するとともに、消費者に対する安全で安心な高品質の畜産物の安定供給に向けた技術支援を行うための経費です。来年度は、試験研究課題としまして、土佐はちきん地鶏の未利用資源等を生かした生産技術や、土佐あかうしにおけるおいしさの特徴及び要因分析など7課題に、また技術支援事業では、土佐ジローの生産性向上に関する研究などの3課題に取り組むこととしています。

次の387ページにありますように、平成30年度事業における当課の予算は13億4,117万円、対前年度比は、金額で1億5,606万円の増、率では113.2%となっています。

次の388ページをごらんください。

債務負担行為は、獣医師修学資金貸付に伴うものです。平成30年度の新規貸付者は、2名を予定しています。

続きまして、平成29年度補正予算案について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の197ページをごらんください。

歳入については、事業の増減等に伴い生じたものです。詳細は歳出のほうで御説明します。

199ページにお進みください。

歳出の科目1 畜産振興費の説明欄ですが、まず減額しようとするものについて説明します。

1 畜産生産基盤強化事業費の肉用牛導入資金供給事業費補助金については、当初計画のございました四万十町で事業の実施を30年度以降に見送ったことにより減額するものです。

次のレンタル畜産施設等整備事業費補助金については、当初計画していました梶原町で国の事業を活用したことなどにより減額しようとするものです。

2 土佐あかうし増頭対策事業費の土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業委託料については、県内での受精卵移植頭数の減少、輸送やお産に伴う事故などにより、年度内に生まれる子牛が計画の150頭から約100頭と見込むために、育成牧場に預ける子牛の委託料を減額するものです。

なお、29年度の土佐あかうしの飼育目標頭数2,169頭については、繁殖用雌牛の導入や保留などによりまして、母牛から生まれる子牛が増加しているために、達成できる見込みです。

次の200ページをお開きください。

上から2行目の事務費は、さきに説明しました理由により、土佐あかうしの子牛の購入費を減額するものです。

次の3 養豚・養鶏振興事業費の小規模鶏舎整備事業費補助金については、土佐はちきん地鶏農家2戸が鶏舎の整備を行う計画をしていましたけれども、計画の見直しなどの理由によりましてその計画を次年度に変更したことから不用が生じたものです。

科目2 畜産業試験研究費、2 畜産業試験研究費については、畜産試験場が高知大学から受託する研究経費を計上していましたが、高知大学が委託に充てるための事業が国に採択されなかったことから不用が生じたものです。

次に、増額をお願いしようとする項目について説明します。

科目2 畜産業試験研究費の1 畜産試験場管理運営費です。畜産試験場の施設整備に当たりまして、平成29年度の国の補正予算、地方創生拠点整備交付金を活用することとして増額のお願いをするものです。

設計等委託料は、当初予算で説明しました畜産担い手育成畜舎及び飼料庫兼管理棟の設計に充てる経費です。

次の施設整備工事請負費は、試験鶏舎について来年度に建てかえ工事を行う計画でしたが、国の補正予算に対応し平成29年度に前倒しを行うものです。

以上、合わせまして畜産振興課の補正予算額は7,542万5,000円の増額となっています。

201ページをごらんください。

繰越明許費です。

1 目畜産振興費の畜産生産基盤強化事業費は、レンタル畜産施設等整備事業及び畜産競争力強化整備事業費に係るものです。レンタル畜産施設等整備事業については、高知市で建設予定の堆肥舎等につきまして、関係機関との調整に不測の日数を要したことにより年度内の完成が困難となったものです。畜産競争力強化整備事業については、梶原町で建設中の牛舎等において、例年にない積雪により工事車両の通行が困難となったことから工事の中断を余儀なくされ、年度内の完成が困難となったものです。

2 目畜産業試験研究費の畜産試験場管理運営費については、さきに御説明したとおり、国の補正予算に対応した畜産試験場の試験鶏舎及び畜産担い手育成畜舎等の施設整備に係るものと養豚の飼料庫の設置工事です。畜産試験場におきましては、今年度、特産鶏種鶏舎の新築工事や他の畜舎等の修繕工事、また場内の舗装工事などを計画しておりまして、場内通路での工事車両の通行に支障を来さないように施工計画を策定していましたが、鶏舎新築工事の着工が遅延したことから、養豚飼料庫の発注時期を延期せざるを得なくなり、年度内の完成が困難となったため繰り越しをお願いするものです。

以上で予算議案に係る説明を終わります。

続きまして、条例その他議案について御説明します。

別とじのドッチファイルの資料No.⑤条例その他議案の144ページです。

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案です。

この条例は、先ほど平成30年度当初予算で御説明いたしました土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付け事業の取り組みを行うために、県有財産となる乳用牛の貸し付け等の管理について規定した条例です。

議案補足説明資料の畜産振興課3ページをお開きください。

条例では、乳用牛の貸し付けの際には家畜共済への加入を要件としていますが、今回の議案は、その根拠法である農業災害補償法がことし4月1日に農業保険法へと改正されるに伴い、法律名と条番号を改正するものであり、実際の内容には変更はありません。

以上で畜産振興課に係る説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 新規就農者の準備型とかという補助制度があるじゃないですか。それはこの畜産の関係の人にも同じように適用されるんですか。

◎谷本畜産振興課長 同じです。

◎塚地委員 それで、今回担い手の育成の強化をして、いろんな充実を図られるのは大変いいことだと思うんですけども、畜産研修施設の新設で、畜産試験場に畜舎も新設をして、そこでいろいろ勉強していただくということで、ここでの新たに人員、スタッフの充実とかが具体的にどうなっているのかを。

◎谷本畜産振興課長 委員が御質問された部分については、来年度、畜産試験場のスタッフとカリキュラム、スケジュールを決める上で、必要な人員は一体どうなのかという議論を深めていって、また必要であれば措置したいと思います。

◎塚地委員 人に教えるのは結構特別なことになって、研究者の皆さんとまた立ち位置も変わってこれらと思うんで、そういう意味では、必要な人員をぜひ整えていただいて、研究活動とかに支障のないように御配慮いただけたらと思います。

◎横山委員 補正の歳入で、地方創生拠点整備交付金、これはほかの課でもあったと思うんですけど、もともと地方創生の交付金がソフトやったものがハードのほうにも使えるようになって、これ農業振興部、うまく使っているんだろうなという感覚なんですけれど、その辺について部長にお聞きしたい。

◎笹岡農業振興部長 要は考え方として、できるだけ県費を削って国費を活用させていただくということです。今回の制度の活用につきましても、総務部から各部局に話がございまして、我々も、これはいいものがあると喜んで乗っからせていただいた、そういう経緯がございまして。

◎横山委員 私も9月議会のときに一般質問で総務部長にも答弁を求めて、継続とさらなる拡充ということをおっしゃっていただいたんですけど、そういう意味で、こういうところで

国の地方創生というものの、なかなかちょっと停滞しているところはあるんでしょうけれども、しっかりハード整備に使われているのが何かいいなあと思って見させていただきました。これからもまたいろいろと政策提言というか活用をよろしくお願いします。

それと、畜産総合対策推進事業費で、はちきん地鶏のほうをやっているということなんですけれど、大川村、はちきん地鶏をしっかりと売り出して行って、大川村の存続というか大川村の活性というか、そういうことにつなげていく大変重要な取り組みを県も支援しているんだろうと思うんですけれど、この土佐はちきん地鶏の現状と今後ってどう捉えられているか。

◎谷本畜産振興課長 現状ですけれども、大変食べておいしい鳥の生産をされていると思います。ですが、やはり流通の面で、そのおいしさを十分伝え切れていないという部分がございます。流通面へこれから力を入れていかなきゃいけないということで、産業振興部と連携しまして、はちきん地鶏の地鳥の中におけるポジショニングをしっかりとしまして、例えば土佐あかうしが非常に赤身のおいしい肉として高級料理店に売っていったように、土佐はちきん地鶏であればどういったところに売っていけばもっと流通量がふえるかという作戦を立てていくということで今進めているところです。

一方、土佐はちきん地鶏、食べておいしいんですけれど、もっとおいしくできないかという面で、我々生産面にかかわりますと、例えば魚粉には大変おいしさに関係するアミノ酸が多数含まれていますので、こういったものを餌として給与した場合にどういふ変化があるかという研究もしていきたいと思います。また、地元の材料としましてはユズもございますので、ユズも同時にどんな効果があるかということ調べて行って、今でもおいしいんですけれど、さらにおいしくする方法はないかということを進めまして、生産と流通を合わせて、今後の増羽に向けた大きな流通の流れをつくれたらいいなと思っています。

◎横山委員 県も大川村プロジェクトに全力で取り組むことで御支援いただいていますけれど、離島を除いて日本で一番小さい自治体ということで、本当に一生懸命頑張られていると思います。その中において、このはちきん地鶏は大変重要なポジションだと思いますので、ぜひとも今後とも継続支援をよろしくお願いします。

◎梶原委員長 意気込みも含めてお聞かせをいただきたいんですが、先ほど、農業全体の担い手確保についての話も皆さんと議論もさせていただきました。農業全般でいえば、移住も兼ね合って田舎での地方暮らしを体験したいとか、もやっとしたイメージで、じゃあ農業で生計を立てられるかという人なんかをいかに実際に呼び込んでくれるか、そういう取り組みもこれまでもしていただいて、これからもしていただくようになっています。それで、いきなり田舎暮らしをしたいから、地方で住みたいからといって、そこの職業選択で、農業全般ならまだあれですけれど、畜産といたらすごく限定的になるし、畜産に対してさまざまなクリアすべき課題は多分、畜産をされていない方からいきなり突然やりた

いからできるものではないというイメージもすごくあると思います。そういうところをいかに畜産で自分がこれから生計を立てたいと思っているか、言うたらずごく間口の狭いところをいかに発掘をするか、そういった方々に、今から始めるに当たっているんなメニューがあるということを理解してもらおうか。それさえマッチングできたら、その後は畜産に対してすごくしたいと思っている方なんで、研修であるとかいろんなことは、逆に最初のハードルがクリアできたらすごく早いというか、そういった畜産農家に法人にしる個人にしるなっていただけと思うんです。その中で高知県はということ考えた場合に、全国的に見たら何かちょっと、逆にハンディとまでは言いませんけれども、例えば西日本であれば、やはり九州が畜産王国というイメージがあるんで、自分がこれから畜産してみたいと思う方はやっぱり九州とかそういうところを頭の中に描かれるかなあということもあります。そういうことを、本当に高知県がこれだけやっているんだよということを全国的な担い手確保のさまざまな場でするときに、そういう人材をターゲットに、まさしくピンポイントで発信できるかというところがすごく畜産の担い手確保には大切になってくるんじゃないかなと感じます。そこに対する意気込み、発掘プラス、何なら今から畜産で生計を立ててみようかという気持ちになる仕掛けとか掘り起こしも大事だと思うんですけど、その辺の意気込みはどうでしょうか。

◎**笹岡農業振興部長** まず、高知で畜産に取り組んでいただくとすれば、先ほど出ましたはちきん地鶏とか土佐ジローとか土佐あかうしであるとか、それから黒毛もありますけれど、それから四万十ポークとか、要は高知の特産畜産物がいかにおいしくこだわりを持って育てられているかを、まずは全国の皆さんに御理解していただかんといかんと思います。その上で、実際に興味を持っていただく取り組みをするんですけど、高知で畜産に取り組みたいというときに、農業もそうなんですけれど、いかに手を足して高知県が新規就農者の育成に支援をやっているか、なおかつ、畜産をなりわいとするとき、実際こういうことをやって、幾ら年間で稼げるんだということも含めて、しっかりとなりわいとしてやっていけるように、収入面、支出面も含めての収支を実際にお示ししながら、できるだけ高知に来て畜産に取り組んでもらえるようなことをがんばってPRしていきたいと考えております。

◎**梶原委員長** 質疑を終わります。

ここで3時20分まで休憩といたします。

(休憩 15時4分～15時18分)

◎**梶原委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈農業基盤課〉

◎梶原委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 まず、平成30年度の一般会計当初予算案から説明をします。

資料No.②議案説明書（当初予算）389ページをお願いします。

歳入の主な内容について御説明します。

一番上の7分担金及び負担金は、県営土地改良事業の実施におきまして、関係する受益農家と市町村に負担を求めるものです。

続きまして、390ページをお願いします。

上から2つ目の2国庫補助金は、事業に係る国からの補助金と交付金ですが、前年に比べ3億3,000万円余りの増額となっています。主な理由としましては、ため池整備などの防災事業費の増に伴いまして補助金の受け入れがふえたことなどによるものです。

続いて、391ページをお願いします。

上から2つ目の15県債ですが、土地改良事業などの財源に充てるため地方債を発行するものです。

以上、歳入の総額は、一番下の計のとおり33億6,909万2,000円を見込んでいます。

次に、歳出の概要について御説明します。

392ページをお願いします。

9農業振興費の3項農地費の総額は30億8,465万2,000円で、その下の2目土地改良指導費からが費目です。

393ページをお願いします。

右端の説明欄の3土地改良調査費の1つ目、測量調査等委託料は、県が国土交通省から農業用として水利使用の許可を受けています物部川の2つの堰からの取水について、より効率的な運用を行うために作付の実態調査を行うものです。

また、その下の地下水調査委託料は、施設園芸団地の整備を県内に展開していくための適地の検討に必要な営農用水の確保について、地下水調査を実施するものです。

一番下の3目県営土地改良事業費からが公共事業関係の予算となりますが、まず初めに当課における公共事業の概要について御説明させていただきたいと思えます。

議案補足説明資料の赤いインデックス農業基盤課の1ページをお願いします。

当課が所管をします公共事業等関係予算は、資料の左の上の枠囲みの県営土地改良事業費、その下の団体営土地改良事業費、右上の耕地防災事業費、そしてその下の耕地災害復旧費の4つの目に計上している事業となります。平成30年度当初予算における公共事業関係予算の総額は32億7,000万円余りで、災害復旧費を除いた額で見ますと対前年度比130%となっています。各事業については、議案説明書に沿って説明しますので、あわせてごらんいただければと思えます。

それでは、議案説明書に戻りまして、393ページをお願いいたします。

右の説明欄の1かんがい排水事業費は、これまでに県営土地改良事業で整備した排水ポンプ場や取水堰などの基幹的な農業水利施設の老朽化が進行する中で、現状の施設をできるだけ長く使用できるように長寿命化対策を行うものです。平成30年度は、須崎市桐間地区ほか6地区で実施する予定です。

394ページをお願いします。

2の経営体育成基盤整備事業費は、農業の生産性向上や農地集積による地域の担い手を確保するために圃場整備事業を推進するものです。平成30年度は、四万十町の米の川地区と香美市の永野地区の2地区で新規着手いたしますとともに、四万十市の入田地区などで引き続き圃場整備工事を実施してまいります。また、平成30年度からの国の事業として創設されます農地中間管理機構関連農地整備事業にも北川村で事業に着手するほか、宿毛市などで事業計画の策定を行う予定です。

その下の3中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の営農条件を改善するために、圃場整備や用水路などの生産基盤を総合的に実施するもので、安芸市の安芸地区で引き続き実施を行うものです。

次に、4目団体営土地改良事業費です。団体営土地改良事業費は、市町村などが事業主体となって実施する農業生産基盤整備などを支援するものです。

説明欄の1地域農業水利施設ストックマネジメント事業費は、これまでに団体事業などで整備した取水堰や用水路など中規模な農業水利施設の長寿命化対策を行うものです。平成30年度は、対策工事を四万十市の大用地区ほか5地区で実施するとともに、高知市の布師田地区ほか2地区で長寿命化に向けた保全計画の策定を予定しています。

次の2農地耕作条件改善事業費は、農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るために必要な基盤整備をきめ細かく対応するものです。平成30年度は、中土佐町の奈路地区ほか6地区で引き続き実施するとともに、南国市の植田地区ほか1地区で新規に着手する予定です。

395ページをお願いします。

5目の耕地防災事業費です。

説明欄の1地すべり防止事業費は、地すべり地域における農地等を保全するために、大豊町の粟生3期地区ほか5地区でアンカー工事や排水ボーリングなどの地すべり対策を実施するものです。

次の2県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の老朽化対策や耐震性を確保するために整備補強工事などを行うもので、室戸市の西山地区ほか11地区で対策工事や対策に向けた調査計画などを実施していく予定です。

次の3農村災害対策整備事業費は、農村地域における地域住民の安全を確保するために、避難路などの農村防災施設の整備や、対策の優先度の高い農業用施設の整備を行うも

ので、四万十町の興津地区ほか4地区で引き続き対策工事を進めてまいります。

2つ置きまして、6の耕地自然災害防止事業費は、土地改良施設等の災害を未然に防止するために緊急に対策が必要な防災施設などの整備を行うもので、本山町の三山池でため池の補修工事を行うほか、奈半利町などが行うため池の補修などに対して支援をするものです。

1つ置きまして、8震災対策土地改良施設整備事業費は、これまでに整備した農道橋の耐震対策を実施するもので、南国市の広域農道の跨線橋などで落橋防止工事を実施するものです。

以上が3農地費の内容です。

396ページをお願いします。

次に、15災害復旧費です。

当課が所管する耕地災害復旧費は、過年度分の復旧費と来年度分の災害を一定見込みまして4億3,644万1,000円となっています。

397ページをお願いします。

以上が農業基盤課の当初予算の概要ですが、総額は35億2,109万3,000円で、対前年度比117.7%となっています。

次に、398ページをお願いします。

債務負担行為です。

県営ため池等整備事業で実施をいたします大月町の大月地区ほか3地区のため池と、耕地自然災害防止事業で実施をします本山町の三山池の工事は、複数年にまたがる工事になるためお願いするものです。

次に、平成29年度補正予算案につきまして御説明をします。

資料No.④議案説明書（補正予算）204ページをお願いします。

歳入の説明は省略をさせていただきます。歳出の主な補正内容について御説明します。

農業基盤課の補正予算は、先月可決をされました国の補正予算に対応するために必要な予算を、この204ページの左の欄の3県営土地改良事業費、次の205ページの4団体営土地改良事業費、そして5の耕地防災事業費で増額をお願いするものです。

一方、206ページの2の耕地災害復旧費では、本年度の災害が例年に比べ少なく、当初の見込みを下回ったことから予算の減額をお願いするもので、今回の補正予算の総額は207ページの計の欄のとおり11億5,089万円となっています。

補正予算の概要については、議案補足説明資料の赤色のインデックス農業基盤課の2ページをお願いします。

資料の左上の1にお示しをしていますように、今回の国の補正予算への対応をした額は

14億5,600万円余りとなっています。先ほど御説明をしました平成30年度の当初予算と合わせて事業の加速化を図ってまいりたいと考えています。

このうち、左の中段にお示しをしています団体営土地改良事業費の中山間地域所得向上支援事業費は、中山間地域の所得向上を図るために、市町村などが実施をする施設整備などを支援するもので、国の予算としては補正予算で対応する事業となっています。先ほどの地域農業推進課でも説明がございましたが、当課では、農業用水路や暗渠排水の整備など、10市町村が実施する基盤整備に対し支援をしてまいります。

なお、そのほかの事業については、先ほど御説明をしました当初予算の事業内容と重複いたしますので、説明を省略します。

次に、議案説明書に戻っていただきまして、208ページをお願いします。

ここから209ページにかけまして、繰越明許をお示ししています。

3の農地費では、国の補正予算を受け入れた額を全額繰り越すもののほか、事業の実施において計画の見直しや地元調整に日時を要したことなどによるものです。

また、次の209ページの災害復旧費におきましては、市町村が実施する農地や農業施設の復旧工事が遅延したことによるものです。

次に、その下の表ですが、国の補正予算に対応した県営ため池等整備事業費の西山2期地区で実施する黒茂谷池の工事が平成31年度までの工期となることから、債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上が補正予算案です。

次に、条例その他議案です。

資料No.⑤条例その他議案の145ページです。

第77号議案土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する議案です。

今回の条例改正は、国の新規事業の創設に当たり、昨年9月25日に土地改良法の一部が改正されたことを踏まえ、その事業実施に必要な条例の一部を改正するものです。

改正の概要については、恐れ入ります、別とじの資料で御説明をしたいと思います。議案補足説明資料のインデックス農業基盤課の3ページをお願いします。

まず、1の改正の趣旨の説明は省略をさせていただきます、2の土地改良法の改正概要について御説明をします。

まず、(1)の農地中間管理機構関連農地整備事業の新設ですが、今回新設される国の事業は、現行の土地改良事業とは大きく異なり、農業者からの費用負担や同意を求めずに実施できる事業として、現在開会中の通常国会に予算議案が提出されているところです。

この新規事業の概要については、次の4ページで説明をします。

今回の事業が創設される背景ですが、上段の枠囲みの1行目に記載をしていますように、農業者の高齢化などにより、今後、農地を貸したい所有者の増加が見込まれる中で、

基盤整備が十分に行われていない農地については借り手がいない状況が懸念されています。一方、貸したい所有者には、基盤整備をするための費用を負担する意欲はなく、結果として担い手への農地の集積・集約化が進まない要因になっています。

このため、今回の新規事業の内容は、1の事業内容の一番上にありますように、農地整備となっています。また、農業者の費用負担や同意を求めない事業であることから、その右の3、実施要件についても、1つ目のぼつにありますように、事業対象農地の全てが農地中間管理機構への農地中間管理権を設定していること、また3つ目のぼつにありますとおり、農地中間管理権の設定期間が15年以上あることなどの要件を全て満たすことが必要となっています。

なお、本県におきましては現在、北川村で事業着手に向けて準備を行っているところです。

次に、手前の3ページに戻っていただきまして、(2)です。今回の新規事業に係る特別徴収金に関する規定の新設です。

特別徴収金とは、事業の目的外に農地を転用した場合などにおいて、その行為を行った者から事業に要した費用の一部を徴収するものでして、下の米印の一覧表に記載していますとおり、現行の事業でも規定をされていますが、今回の事業では対象者や対象期間、対象行為が異なることから、新たに法律に規定されたところです。

以上の法改正を踏まえ、今回の条例改正では、3に記載していますとおり、新規事業である機構関連事業について、県が特別徴収金を徴収できるよう新たに規定を設けるものです。

具体的な改正内容については、議案書のほうで説明をします。資料No.の6の条例その他議案の410ページをお願いします。

新旧対照表をお示ししていますが、このページから412ページにかけて記載をしています第1条から第3条については、今回の改正に合わせて文言等を統一させたものなどですので、詳細な説明は省略します。

412ページをお願いします。

今回の新規事業に係る特別徴収金の徴収については、現行の条例の第3条の後にこの第4条を追加するものです。第1項では特別徴収金の対象となる行為や対象者を、413ページの第2項では特別徴収金の算定方法を、第3項では特別徴収金の免除を、そして第4項では徴収方法は規則で定めることを、それぞれ規定をしています。

以上が条例改正の案です。

次に、その他議案です。

資料No.⑤条例その他議案に戻っていただきまして、171ページをお願いします。

県営土地改良事業に係る市町村負担の一部変更につきまして、地方財政法及び土地改良

法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものです。

第95号議案は、平成29年度に実施をしています県営土地改良事業地区の負担金額を一部変更するものです。当初予定をしていました事業実施地区の変更等を踏まえて、本年度の事業実績に応じて関係市町村に負担を求めることができるように変更するものです。

続きまして、175ページをお願いします。

第96号議案です。

これは、平成30年度に実施を予定しています県営土地改良事業地区の負担金額などについて、平成29年度の完了地区の削除や平成30年度の新規地区の追加などの変更を行うものです。

以上で農業基盤課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 今御説明いただいた土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改定した中身の事なんですけれど、ちょっといろいろ抽象的で、頭にすっと入ってこないんですけれど、これは具体的に言うと、農地の中間管理機構が集約しました、そのために改良工事を一定しました、その土地を目的外使用する場合に、その工事に要したお金の一部を特別徴収金として取るということですかね。

◎松尾農業基盤課長 今委員おっしゃったとおりですけれども、少し具体的に説明をしますと、まず今回の事業については、全ての土地が農地中間管理機構にいわゆる権利を設定する必要がございます。そうした権利を設定したことをもとに、圃場整備事業を実施して区画の整理をします。それを農地中間管理機構のほうから担い手の方に貸し付けると。まず、流れとしては、土地を貸したい人が農地中間管理機構に土地を貸します。中間管理機構がそれを工事して区画整理されたものを担い手の方に貸し付けると、そういう基本的な流れになっています。

そうした中で、先ほど言いましたように、15年以上の権利を設定しておくことが必要だということで、その目的外の中に、ここで補足説明資料の3ページにこの対象行為といったもので幾つか書いてございますけれども、例えばその目的外といったもので所有権を移転したという形なんかを書いてございますけれども、中間管理機構に対して15年貸しますよといったことをもって工事を進めているのに、15年が満たない間に例えば権利を移動したとなると、いわゆる要綱違反となりますので、そもそもの趣旨が異なるということで、それについては補助金の返還ということになります。

あと、一般的に多いのは、例えば農地を農地として整備したものを農地以外のものにする、当然そうしたものは補助金の返還になると。いわゆる補助金は何をもって構成されるかということ、その工事をするために投資した費用はこういったものになりますので、そのうち今回県のほうで特別徴収金として徴収できるのは、国からいただいた補助金、それ

と県が事業主体として実施する県の負担分、この双方の金額について、この対象となった者から徴収をすると、それができるようにするルールをこの条例で定めたというものです。

◎塚地委員 その徴収する金額は、工事に要した金額の全額とか、割合とかはどんなことになる。

◎松尾農業基盤課長 基本的に、その算定のルールについても今回の条例で規定しておりまして、具体的に言いますと、例えば5ヘクタールの農地の整備に要する金額は幾らかかかりました、そのうち例えば今回こういった事案に生じたものがそのうちの例えば1ヘクタール部分であるという、基本的な考え方としては、5ヘクタール全体的に要したもののうちの1ヘクタール相当分について特別徴収金として徴収をすると、そういうような算定方法になります。

◎横山委員 団体営事業ですけれど、私も今回の質問で市町村のマンパワー不足に対してということで御質問しようかと思ったら、時間がなくて。今回も中山間に対する経済対策で大きな補正も積み重ねて、これから恐らくそういうことでやっていくんだらうと期待もするんですけれど、実際それをこなしていく市町村の基盤整備に関するマンパワー不足は多分あるんじゃないかと思うんですけれど、その辺のところを県としてどのように支援されていくか、御所見をお願いします。

◎松尾農業基盤課長 地域のニーズに沿ったものは、県営事業だけではなかなかこなしていけない。きめ細かな整備をしていくためには、当然、市町村が事業主体となった基盤整備といったものが当然必要になってくると思います。そうした中で、委員御指摘のような形で、市町村のマンパワー、技術者不足といったものも課題であるということは我々も認識をしているところです。

そうした中で、現在も取り組んでいるものの一つとしては、市町村が実施する工事等については必ず各出先機関のほうで、その事業の実施設計の段階で、必ずその審査等の指導支援をしているような状況です。加えまして、農林水産省の事業も今回新たな事業ができたように、かなり目まぐるしく事業も変わってきている状況です。そうした中で、市町村の職員を対象とした予算等に関する説明会を年間2回実施しまして、そこでその事業の新規制度であるとか、あと拡充した内容であるとか、あと農業、農政にかかわる変化の状況であるとか、そうしたことについてきっちりと理解をしていただくような場を設けまして、農業土木技術者の育成に取り組んでいるところです。

加えまして、市町村と土地改良区で構成しています高知県土地改良事業団体連合会といった組織がございます。この組織では、事業の計画策定等に関しましての支援といったものを行っているところでして、我々としては引き続き土地改良団体連合会とも連携を図りながら市町村のバックアップをしていきたいと考えているところです。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎梶原委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎伊藤競馬対策課長 当課は補正予算ございませんので、平成30年度の当初予算の議案について御説明をします。あわせまして、関連します高知競馬の運営状況などにつきまして御報告をします。

それでは、資料No.②議案説明書（当初予算）の399ページです。

まず、歳入予算です。

上から3行目、左6目の中ほどに5節競馬対策費負担金4,700万円余りございます。これについては、競馬担当理事と競馬対策課職員5名の計6名の職員の人件費に係ります負担金です。この6名については、高知県競馬組合の職員の身分を併任しておりまして、人件費の9割相当額を競馬組合のほうから負担金として受け入れているものです。

次に、1つ飛ばしまして、下から2行目のところです。2目の競馬事業収入、真ん中ほどの1節競馬事業収入ですが、今回新たに3,100万円余りの歳入予算を計上しています。これは後ほど資料によりまして御説明をしますが、高知県競馬組合から競馬事業の利益の配分を受け入れるものです。

次のページ400ページをお開きください。

歳出予算です。

3目競馬対策費ですが、歳出総額で5,300万円余りとなっています。

右の説明欄です。

1の人件費については、今先ほど申し上げました競馬組合との併任となっています6名分の人件費を計上しています。

その下、2の競馬対策事業費62万8,000円ですが、これは競馬事業の監督官庁である農林水産省の競馬監督課、そのほか競馬主催者などとの協議に要する旅費などの事務費となっています。

予算についての説明は以上です。

続きまして、高知競馬の運営状況などについて御報告をします。

議案補足説明資料、赤色のインデックス競馬対策課をお開きください。

今回、ここに書いています3点について御報告をします。

まず、1ページをお開きください。

高知競馬の売り上げの状況を平成25年度から月ごとに示した資料となっています。

この資料の下の表の色のついた行、平成29年度の行をごらんください。

黄色の色でつけていますのが今年度の売り上げの状況でして、ずっと右のほうに見ていただきますと、2月末の時点での売り上げが312億円余りとなっています。昨年度の年間

の売り上げが253億円余りと、26年ぶりに売上レコードを塗りかえたところでしたが、今年度はもう既に今の時点で昨年のレコードを大きく上回る売り上げとなっております、現在も売上記録を更新中です。今年度の開催もあと8日の日程を残していますので、最終的な売り上げとしましては360億円ぐらいまで伸びるのではないかと見込んでおるところです。

この売り上げの状況をグラフにしたものが、上の2つのグラフとなっております。左側のグラフが、月別の売り上げの累計額となっております。濃い実線が今年度の実績となっております。一方、右側のグラフが、月別の開催1日当たりの平均の売上額となっております、同じく濃い実線が今年度の実績となっております。ごらんとおり、昨年度を平均して9,000万円余り上回った売り上げとなっております。

次、2ページをごらんください。

現在全国に14場ございます地方競馬の昨年4月からことし1月までの開催状況、成績、売り上げです。高知競馬、下から3行目で赤の線で囲んだところが高知競馬となっております。

表の真ん中あたりに、総売得金の1日平均の欄をごらんください。

高知競馬の1日の平均の売り上げは、今年度の1月末の時点で3億500万円余りとなっております。

その右のほうに昨年からの伸びの率がありますが、対前年度比で141.4%という高い伸び率になっていまして、この14場の中でも一番高い伸び率となっております。昨年度から大幅に伸びています要因としては、南関東に大井競馬を初め4つの地方競馬がございまして、そこが総合的に運営していますSPAT4というインターネットのシステムがございましてけれども、そこが昨年4月から土日の発売を開始したということで、高知競馬は土日の開催が主ですので、その影響でぐんと伸びたという形になっていまして。引き続き、高知競馬は好調な売上状況となっております。

次、3ページをごらんください。

2点目です。今申し上げたように、随分と高知競馬の売り上げが上がってまいりましたので、先ほど歳入のところで申し上げました高知県競馬組合からの競馬事業の収益金の配分についての資料です。

最初のほうに、公営競馬の趣旨というところで、原理原則のところですがけれども、競馬法の第1条には、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに地方財政の改善を図ると明記をされておるところです。その次の下のほうに、今回の配分についての背景でありますとか考え方などを少し整理していますが、今申し上げましたような売り上げの回復によりまして、公営競馬の本来の目的である財政貢献の役割を果たす時期に差しかかってきたところですので。

その一方で、競馬組合のほうでは競馬場の施設の老朽化が進んでいますことから、今年度、施設の改善計画を策定して、今後、施設改修を進めていくこととしています。今回、こうした競馬組合の今後の財政事情なども十分考慮しました上で、来年度からこの競馬事業の収益の一部について配分を受けられることとなったものです。考え方としましては、競馬事業の運営に支障が生じないということをお前提としまして、まずは各年度の決算収支により算定して実施していくこととしてございます。

具体的には、その下のほうに少しイメージ的なものを書いてございますが、まずは前年度の決算におけます繰越剰余金の2分の1を配分金として受け入れを始めていくこととしてございます。この図で申しますと、競馬組合の決算が上がりますと、①の実質収支、要は歳入から歳出を引いた収益金の部分ですが、この額が確定をしまいでございます。この実質収支については、競馬組合の条例によりまして、半分は組合の財政調整基金へ積み立てると、②の紫のところですが、積み立てることとなっております。残りの半分について、繰越剰余金、③です。繰越剰余金として、これまで次の年度の財源として活用するように繰り越しをしてございました。今回、この③の繰越剰余金の2分の1を設置団体への配分金として受け入れることとしたものです。④の黄色の部分です。

なお、競馬組合の設置団体は高知県と高知市ですので、この④の額をそれぞれの配分割合、県が11、市が4、11対4に、割合に応じて配分することとなるものです。最終的な配分額については、今年度平成29年度の決算が確定した後となりますので、現時点では今年度の決算見込み額で試算しました額で計上しているところです。

ちなみに申しますと、今回の配分については、昭和57年度以来36年ぶりの実施になるということです。

次、4ページをごらんください。

3点目です。高知県競馬組合が昨年末に策定しました高知競馬場の施設改善計画の概要についてです。

この改善計画ですけれども、高知競馬場、現在の長浜に移転しまして以来30年以上が経過をしております、老朽化が随分と進んでいます。ただ、これまでの非常に厳しい経営状況もございまして、本格的な施設改修はほぼ手つかずの状況で来ています。

そういった一方で、近年の娯楽文化の進展もございまして、新たなファンニーズに応える施設整備でありますとか、女性やファミリー層など新たな客層を迎え入れる施設への転換といったことが求められてきておるといことです。現在の高知競馬を将来にわたって継続して運営してまいります上では、こうした事柄について、今の運営が順調な時期にしっかり対応していくことが不可欠であると考えまして、今後の10年間をめぐりにしました施設の整備のアウトラインを取りまとめたというものです。

(2)の計画の内容のところですが、計画の期間としましては、来年度平成30年度から

おおむね10年間、内容としましては、ここにあります施設全体、①のメインスタンドから厩舎地区、ずっと⑤の設備機器の5つのエリアに分けて、必要な改修方針を整理したものと なっています。改修は、基本的に現在の建物を生かして、建てかえではなく、内外装をリフォームすることにより改修を加えていくということとしています。

(3)の概算の費用です。10年間のこうした改修に係ります総額としましては、42億円余りを見込んでおるところです。下の表のところに、エリアごとの概算費用をまとめています。これらの整備に当たりましては、優先順位を考慮しまして、右端のところですが、1期、2期、3期と全体を3期に分けて施工しまして、1期ごとの運営状況なども見まして、計画を必要に応じて見直していく形にしています。

次、5ページをごらんください。

この改善計画によりまして、狙いというところですが、施設の老朽化対策を進めましてファンサービスの向上と安全快適な施設環境を整えますとともに、厩舎関係者、調教師、騎手、厩務員の方々の働く環境の向上と改善を図ろうとするものです。これによりまして、そこに書いていますような新たなお客様の来場促進でありますとか、滞留時間を延ばす快適な環境の提供、事業の継続性の確保、競走の安全性の確保といったところを目指していきたいと考えています。

次の(5)の収支計画です。これは昨年の12月の計画策定時の収支の推計となっています。

ここの真ん中ほどに平成29年度、2017年度がございますが、昨年の暮れ時点で、ことしの売り上げ、自場発売のところの一番上のところの欄ですが、333億円と見込んでいましたが、現時点でそれを若干上振れし、360億円ほどに上振れする見通しとなっています。

この全体の推計の大きな方向としましては、東京オリンピックが開催されます2020年までは、世の中の景気とともに一定こういった売り上げも伸びていきながら、その後は徐々に落ちついてくるのではないかと大きく見込んでおるところです。この売り上げによる歳入をもとにしまして、売り上げに連動します払戻金などの経費とか経常的な経費、歳出を積み上げて推計をしました結果、この表の下から4行目のところに施設整備基金積立金という欄がございますが、ここの欄で計上しています金額を積み立てしながら、その一番下の行にありますここの基金の残高、ここの右端を見ていただきますと、10年間で大体43億円余り積み立て可能と見込んでおりまして、この計画は十分財源を賄っていけるという見通しを立てています。全体に必要な財源についてはここの基金で全て賄う、競馬組合のほうの自主財源によって賄っていくこととしています。

最後、6ページをごらんいただきますと、改修後の少しいメージを載せています。南国の競馬場らしい開放的な明るいイメージと、快適に競馬を楽しんでいただけるような施設づくりを目指していきたいと考えています。

説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 大変な御苦勞の中で、売り上げも上がって、一定の改善が進んでいるということで、展望の見える状況なんですけれども、県と市の構成団体に配分金で繰り入れられるようになったということは大いに喜びたいと思います。けれども土地の借地料ですよ。やっぱり借地料は必要経費として見込むべきという御意見も聞かれているところで、借地料が現在無料になっているというその経過と、今の本来借地料を払うとしたらどういう状況なのかを教えてくださいませんか。

◎伊藤競馬対策課長 土地と建物についての借地料については、平成15年度から県議会の議決をいただきまして無償という形でずっと継続をしています。今回この配分金を行いますに当たりまして、そのことも十分考慮をしています。

まずそこを優先して、納めるものは納めるべきではないかという議論もございました。ただ、高知競馬の今の運営状況が回復しましたのもここ数年のことでして、なかなか競馬事業は先の見通しが立たないところもあります。まずは一気に全部賃借料をすべて納めるだけの体力はまだないと我々としては感じています。しかも、こういう固定費になってしまいますと、売り上げが下がってきたときには、財政的にそこが圧迫してしまう状況も考えられますので、まずは収益が出た分で、納めていくところは納めていくところで、金額にしますと土地代が大体7,000万円ぐらい、建物が3,000万円ちょっとぐらいですので、合わせますと1億円超えるぐらいの賃借料になりますので、まずは収益が出た分からという考えです。

◎塚地委員 大きな議論になって、平成15年にですね。四半期ごとに赤字が出れば廃止ですよという本当に厳しい議論の中で、継続のための努力がされて、今日の結果になって、一定収益も上がるようになりましたということで、繰り入れができるようになったこと自体は大いに喜ぶべきことやと思うんですけれど、やっぱりそこは先ほどおっしゃったように、賃借料を払えばまだ厳しい状況なんですよという部分の捉え方は、それはきちんと説明が必要だと私は思うんですよ。それを説明した上で、継続していく過程の中で安定的な成長をするんですよと県民的には明らかにしておかないと、すごく収支がうまくいきましたということだけで済んでいい話ではない部分の押さえ方はしちよかんといかんがじゃないですかというところは、厳しいようなんですけれど、本来でしたらそれを払って初めて黒字になりましたと言えるもんだと思うんです。

今回の措置で、賃借料じゃなくて繰入金として納めるようになりましたという考え方の整理をしたときに、県側の説明としてはその部分がないと、県民的には、うんという話にはやっぱりなりがたいところがあると思うんで、それをちゃんと説明して、その上でこう整理してこういう考え方でこうしましたと言わないとだめなんじゃないかと。私は、早

く約1億円も払えるように、将来的になるかどうかなかなか微妙な状況ではあると思いますので、これを払えばまた赤字になる可能性があるときが来るという厳しい状況だと思うので、すぐ返しなさい、それがないと赤字ですよということを言うつもりはないんですけど、でもそこを押さえておく、平成15年のときの判断を継続してやるからこそこうなったんですということとはちゃんと説明は必要じゃないかと。繰り入れができるようになりましてということに至る経過の中で、大事なことじゃないかと思うんです。

先ほど、内部でも議論になりましたというお話があったんですけど、その内部の議論の中でこの方針におさまった経過みたいなことを説明いただけたらと思います。

◎伊藤競馬対策課長 経過としましては、資料の5ページを見ていただきますと、収支計画を立てた資料がございます、例えば29年度で見ますと、ここの収支というところが1億3,800万円で、あと積立金がことし予算的には5億5,000万円積み立てをするようになっていきますので、合わせていけば6億円、7億円弱ぐらいの収支が出ているところです。ここの収支がこれだけ出れば、当然、賃借料を払っていただけるだけの余裕がございますけれども、今回こういう施設整備の必要性が非常に優先的に迫っていましたので、そういった事情、これから10年間のこういう財政的な需要があるということも十分財政当局とも協議をして、まずは収益が出た範囲でやらないと、まだ収支が1億3,000万円ぐらいですんで、ここで賃借料を払ってしまうとほとんど収益が残らない、そしたら基金をそれだけ積み立てができないということになりますので、まずはそこはもうちょっと待っていて、もう少し施設整備がきちっとされて終わってくれば当然そこは納めていくべきものだという理解をしていますが、まずはもうちょっと待っていただきたいという議論、やりとりを大分しまして、今こういう形で収益の一部という形でおさまったという形です。

◎塚地委員 今後継続していく上で、施設をリニューアルしていく、そこで一定の収入も確保していくということが、これからの展望、これから続けていく上では大事なことで、そちらに判断シフトされたんだと思いますが、やっぱりそこは県民の財産なんで説明責任もありますし、こういう段階になったら借地料も賃借料も払える展望で経営計画を立てるということで説明が私はあるべきだったと思うので、そこはそういう意見として述べさせていただきたいと思います。

◎伊藤競馬対策課長 そこは県と高知市と双方が話をしていく中で、来年度の売り上げの状況も見て、来年度中には賃借料をどういうことにしていくのか、例えば3年後からきちっとやっていくとか、その見きわめを来年度をかけて検討していくという話を高知市とは今していますので、そこを県としても同時並行で、どういう賃借料を考えていくか、そこはきちっとまとめ上げてまして、また御報告をさせていただきたいと思います。

◎土森委員 本当によく頑張ったね。36年ぶり。私が県議会議員をやって35年、来年は6になる、同級生みたいなもんでね。もう本当、当時は馬籍の廃止から始まって、やればや

るほど赤字になる。どうしても雇用の問題だとか馬主だとか、そういうことで、守り抜かないかんということで、大変厳しい年が3年ぐらい続いて、次の年に単年度で赤が出たらもう廃止という時期もあって、そういう時期を関係者の皆の協力でここまでになったと思うんですよね。また、新しい時代を迎え、ネット販売が中心になって、これなんかの取り組みも早かったと思いますね。

それで、今から心配になることは、よさこいナイター、これは非常に高知競馬の大きな財産としてあるわけですが、将来的に見て、これだけ高知競馬が利益を上げ出したと、地方競馬、ナイター設置しますよ。そうなったときにどういう経営見通しができるのかということですね。ネットですから、どこがどうなっても、ずっと買えるわけですね。その辺の対策は考えていますか。

◎伊藤競馬対策課長　ここ何年かの高知競馬の売り上げを見て、他場、ほかの地方競馬も、それではということでナイター設備を少し整え始めた競馬場が実際にございます。すぐにうちと競合するかどうかちょっと微妙なところもあるんですけども、やはり高知競馬の今の売り上げがここまで来たのは間違いなくナイター競馬と、それとタイミングを合わせてネット発売がぐっときたと、両者のタイミングが見事に当たったというところがございます。うちもナイター競馬でずっとあぐらをかいておるわけにはいきませんので、やはりこれから多少競合してくるところは出てくると思います。そうなってくれば、レースそのもののおもしろさ、気迫がこもったレース展開をすると、あと番組づくり、そういったもので勝負をしないといけないとは思っていますので、そこをしっかりと、今いろいろ高知競馬も最終レースの一発逆転とか、できるだけおもしろい番組づくりをして、ほかに負けないような知恵を出していますので、そこをしっかりとやって、高知競馬のカラー、そういったところをきちっと皆さんに承知、認識していただく取り組みを進めていきたいと思っています。

◎土森委員　当然、レースそのものもいいレースじゃないと、ファンは応援してくれんわけですからね。そのためには、やっぱりいい馬をそろえないかんというのはありますよ。いいレースするためには、いい馬を持っておくと。どこの地方競馬よりもずっといい馬がいますよと、そのためにこういうおもしろいレースができますと、その辺を考えておく必要があると思いますね。

私も競馬組合、昔おりました、地方競馬を方々見に行きました。北海道の競りにも2回ぐらい参加して、当時、若馬を買うに、県が200万円か何か出したかね。それぐらいなお金ではなかなか買えんわけですね。そんなこともあったりして、とにかくいい健康な馬とうまい騎手、女性騎手がいますよね、あれなんか大人気なんですよね。ぜひ新しい状態、どこにも負けんような環境を整えておくということが大事だと思いますんで、頑張ってもらいたい。やっとなんか3,100万円、県に入り出す。

◎梶原委員長 今回しっかり収支計画、それへ基づいた施設改善計画も立てられて今後やっていくということですから、中でもちょっと気になる数字は、あそこへ来ていただく方が前年に比べて5.2%ぐらい今回も減ですので、全国的にも見て、実際、入場者数もふえているところもありますし、その辺も施設整備とあわせて、来ていただくこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、これだけの利益を上げる、先ほど来お話がありましたネット販売ですよね、その手数料の高さ、あれはもう高知競馬単体ではなかなかどうにもならないので、地方競馬全体で合わせてその手数料の価格交渉をぜひ粘り強くやっていったら、しっかりまた利益も上がってくることになると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、農業振興部から3件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることにします。

まず、第3期産業振興計画（農業分野）の平成30年度の改定のポイント等について、農業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 農業政策課です。

報告事項につきまして御説明をします。

資料は、お手元の委員会資料、報告事項の赤色のインデックス農業政策課をお願いします。

1月16日に開催をいたしました産業振興計画フォローアップ委員会農業部会におきまして、農業分野の本年度の取り組み状況と、産振計画の改定のポイントにつきまして、部会員の皆様に御審議をいただきました。部会でいただきました評価や御意見などにつきまして御報告をします。

1ページ目と2ページ目の資料は、農業分野の展開イメージと体系図となっていますので、説明は省略をします。

3ページをお願いします。

まず、1、本年度の取り組みに対する進捗状況の評価については、おおむね計画どおり進んでいるとの評価をいただいています。

主な意見といたしましては、1の生産力の向上と高付加価値化による産地の強化については、昨年の台風で多くのハウスが被害を受けたが、既存のハウスの高強度化に対する事業などが必要ではないか、また2の中山間地域の農業を支える仕組みの再構築に関するものとしまして、土佐あかうしの増頭対策がますます重要になってくるといった御意見などがございました。

次の2の今後の取り組みの方向性につきまして、平成30年度の産振計画の改定ポイントについて御説明をし、御了承をいただいています。

主な意見といたしましては、1の生産力の向上と高付加価値化による産地の強化に關しまして、米の新品種でありますよさ恋美人の普及を今後一層推進してもらいたい、2の生産性を支える担い手の確保・育成に關しましては、新たな労働力の掘り起こしとして、障害のある人が1次産業に従事する取り組みは非常にすばらしい、また4の流通・販売の支援強化については、卸売業界としても今後も本県産の園芸作物の販売を積極的に推進をしていきたいといった御意見などをいただいたところです。

来年度は、こうした御意見も参考にしながら、さらに多くの成果につなげていけるよう、それぞれの取り組みを進めてまいります。

続きまして、日EU・EPA及びTPP11の高知県への影響等について御報告をします。

4ページをお願いします。

昨年12月に公表されました国によるEUとのEPA及びTPP11による我が国への影響試算を受けまして、国の試算方法をもとに、本県における農業分野への影響について機械的な試算を行いました。このうち、まずEPAへの影響について御説明をします。

上段の枠囲み、国の試算の前提条件等ですが、試算の対象品目は、現行の関税率が10%以上かつ国内生産額10億円以上の18品目で、対象国はEU加盟28カ国となっています。生産減少額の算出方法については、内外価格差、品質格差等の観点から、輸入品と競合する部分と競合しない部分の2つに分け、競合する部分については、関税削減相当分の価格が低下する、競合しない部分については、その価格低下率の2分の1の割合で価格が低下する、また生産量は、国内対策の効果を考慮し、輸出拡大分も考慮しないものとなっています。

下の左の表が、国の影響試算額のうち農産物を抜粋したもので、生産減少額の合計は約397億円から686億円とされています。

右側の表が、本県農産物への影響試算の結果です。国の試算方法に準じまして機械的に試算した場合の生産減少額の合計は約1.4億円から2.78億円という結果になっており、中でも豚肉、牛肉への影響が大きくなっています。

なお、土佐あかうしについては、競争力を一定維持でき、価格は低下しないものと想定して試算をしています。また、かんきつ類については、果汁の原料用として出荷されますミカンへの影響となっています。

次に、5ページをお願いします。

TPP11における影響試算です。

国の試算の前提条件等については、EPAと同様のもので、対象国はTPP参加10カ国

となっています。

下段左側の国の影響試算につきまして、表のうち左側が今回のT P P 11での影響、右側がT P P 12カ国におけるT P Pの影響となっています。T P P 11における全国の生産減少額は約616億円から1,103億円とされており、アメリカが脱退する前のT P P 12における生産減少額と比較しますと7割程度となっています。

右側の本県農産物への影響については、今回のT P P 11では合計で約1.76億円から3.5億円となっています。T P P 12における生産減少額の合計と比較いたしますと、国に同じく7割程度となっていますが、E P Aと同様に豚肉、牛肉への影響が大きくなっています。

この試算結果に対します本県の見解と今後の対応につきまして、次のページをお願いします。

6ページから10ページにかけましては、県全体の試算結果を取りまとめたものです。このうち7ページに、試算結果に対します本県の見解を記載しています。

7ページの本県の見解の1つ目の黒丸に記載していますとおり、あくまでも国の試算方法に準じて機械的に試算した場合との前提のもとで、2つ目の黒丸のとおり、本県は産業振興計画に基づく産地の強化や流通販売の支援強化などに取り組んでおり、影響は一定緩和されるものと考えています。一方で、価格の低下によって生産意欲が減退し生産量が減少するといった、現段階では定量的に見通せない影響への懸念もございます。さらに、中山間地域が多く大規模化が難しいといった本県の厳しい実情なども踏まえ、本県への影響について引き続き注視する必要があると考えています。

以下、主な品目ごとに見解を示しておりまして、このうちまず米については、現在のミニマムアクセス米の輸入枠77万トンに対し、T P P 11で増加する輸入枠はオーストラリアからの0.84万トンであること、かつそれに相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、国内の流通量は増加せず、価格低下も生産量の減少も起こらないとされていますが、多少とはいえ安価な輸入米の流通量が増加することなどにより、農家が将来に対し不安を持ち、生産に対する投資の停滞や後継者の他産業への流出が起り、生産量が減少することが懸念されるようです。

また、牛肉につきまして、国に準じた試算では、輸入牛肉と競合します乳用種を中心に、県内産牛肉全体の価格の低下により、生産額が一定減少するという結果になっていますが、県内産の乳用種、交雑種、和牛は、銘柄牛やブランド和牛としてのニーズがあり、流通が確立されていますことや、輸入牛肉の8割は、低価格、品質、大ロットを求める中食、外食を中心に流通していますことから、今後も輸入牛肉とは競合しないと考えられますので、実際の影響は試算よりも低減されると考えています。

また、8ページですが、豚肉につきましても、試算においては、輸入豚肉と競合する県

内産豚肉全体の価格の低下により、生産額は一定減少するという結果になってはいますが、輸入豚肉の約8割は中食、外食、加工を中心に消費されており、その多くは冷凍品で流通していることや、四万十ポークなど県内産の豚肉は、県内量販店や直販所から家計消費として、その多くが冷凍品よりも品質面ですぐれる冷蔵品として流通していますことから、今後も輸入豚肉とは競合しないと考えられますので、実際の影響はこちらも低減されるものと考えています。

これらを踏まえました、4の今後の対応については、1つ目の丸のとおり、政府の対策が実効性があり、かつ地方の隅々まで行き渡るものとなっているのかを注視しますとともに、中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、積極的に政策提言を行っていくこと、また2つ目の丸のとおり、国のEPA、TPP対策予算を積極的に活用しますとともに、産業振興計画の取り組みを着実に推進することで、持続可能な農林水産業の確立に向けて取り組んでいくこととしています。

品目別で申し上げますと、まず米については、ブランド化の推進などにより、安価な輸入品との差別化を図り、価格を維持していくことで、農家の将来への不安を払拭してまいります。

牛肉、豚肉については、地消やブランド化による外商を推進し、安価な輸入品との差別化を図ることで、価格の低下を抑制していきます。また、IoTを活用した次世代こうち新畜産システムなど、先進技術の導入や規模拡大を進め、生産性の向上、生産コストの低減を図ることによりまして、価格が低下した場合でも生産者の利益をしっかりと確保していきます。こうした取り組みによりまして、産振計画の増頭計画を着実に達成してまいります。

また、9ページの野菜については、試算では直接の影響はないとされているところですが、次世代型こうち新園芸システムの普及拡大に加え、Next次世代こうち新施設園芸システムの開発、普及を進めるなど、さらなる生産性の向上、高付加価値化を図り、価格の低下に対応してまいります。

私からの報告は以上です。

◎梶原委員長 それでは、第3期産業振興計画の平成30年度の改定のポイント等についてとあわせて、日EU・EPA及びTPP11の高知県への影響等について、両方の説明がありましたので、質疑もあわせて行いたいと思います。

(なし)

◎梶原委員長 振興計画の分はもう各課でかなり審議もしました。また、日EU・EPA及びTPP11においては、先ほど御説明ありましたように、国の動向等々をしっかりと注視して、また国の関連施策の情報収集等々鋭意積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

質疑を終わります。

次に、高知県新食肉センター整備検討会について、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課からは、2月2日開催の第7回高知県新食肉センター整備検討会の検討状況と、2月13日開催の高知県新食肉センター整備に係る説明会の概要について御報告します。

それでは、お手元の委員会資料の報告事項、赤色のインデックス畜産振興課をお開きください。

まず1の第7回整備検討会の検討状況の(2)主な説明内容をごらんください。

①整備検討会の取りまとめ、次の②ワーキンググループの内容については、3ページ以降にあります整備検討会で用いました資料で御説明します。

それでは、3ページをお願いします。

1、整備の基本的な考え方をごらんください。

食肉センターは、屠畜や競り、加工、流通販売などの機能を通じて、生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民への安全・安心な食肉の供給といった、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ拡大再生産につなげていく重要な役割を担っています。また、新食肉センターは、本県の畜産振興、さらには食肉の安全な供給という観点からも極めて重要な役割を担う公共財であり、県内に存続し産地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設であります。

次に、2の施設の規模と機能をごらんください。

(1)生産の見通しについては、土佐あかうし、黒牛ともに農家戸数は減少しますが、10頭以上の中規模から100頭以上の大規模農家におきましては、後継者を確保しながら増頭する意向があるため、飼養頭数は今後も増加する見通しとなっています。

(2)施設の規模と求められる機能については、新食肉センターの屠畜頭数規模は処理頭数1日33頭とし、屠畜の形態は牛をメインとし、豚については骨折などによる緊急的な屠畜に対応することとしています。また、新食肉センターでは、屠畜に加え、競り、部分肉加工、卸売までを一気通貫で行うことにより、バリューチェーン全体の利益を拡大させ、新食肉センターに利益を取り込む計画としています。

次に、(3)運営シミュレーションについては、屠畜事業、新規に取り組む事業、民間から取り込む事業から、新たな負担を含めた費用を差し引いた全体の収支でも、初年度から黒字化できる計画としています。

次に、3の整備の場所をごらんください。

(1)基本的な考えについては、現施設を稼働させながら現在地のあいたスペースに整備することにより、屠畜事業を停滞させることなく新食肉センターに移行することが望ましいとしています。

(2) 現在地での建設可能性については、建設コンサルタントによる調査から、建築面積や出入りするトラックの転回スペースを考慮しましても、現在地で建設は可能という結果となり、現在地で整備することを基本として関係者と協議を行うことが検討会で了承されました。

4 ページをお願いします。

次に、4 の運営の体制をごらんください。

(1) 設置運営主体については、県及び J A 等が出資し新会社を設立する、市町村は出資を行わない、運営は J A 等が中心となって担っていくこととしています。

(2) 経営についての基本的な考え方については、経営の基本的な考え方としまして、新会社の経営判断が尊重され、経営に伴うリスクは、天災や伝染病発生などの不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しないこととしています。

(3) 損失に対する備えについては、純利益は積み立てを行い、万が一損失を生じた場合は積立金の取り崩しにより対応します。積立金や自己資本金で対応できない場合は、J A グループ等の系統金融機関等が運転資金を融通するとしています。

次に、5 の施設整備費の負担をごらんください。

施設の整備費用は、H A C C P 対応で将来の輸出も見込んだ施設とします。費用負担は、屠畜部分は県及び市町村が新会社に対する補助金という形で負担し、屠畜以外の部分肉加工などの部分を J A 等が負担することとし、将来の施設の老朽化に伴う更新経費については更新時に協議することとしています。

5 ページをお願いします。

また、整備検討会では、新食肉センターの設置主体である新法人の設立や施設の整備方針等を協議するため、高知県新食肉センターワーキンググループ設置要綱に従い、高知県新食肉センターワーキンググループを設置することとしました。

6 ページをお願いします。

ワーキンググループの委員については、この名簿にございますように、高知県新食肉センター整備検討会の委員のうちから、新会社に出資する県、J A、高知県中央食肉事業協同組合、学識経験者で構成し、必要に応じて専門家や関係者に出席を求め、意見を求めることとしています。

7 ページをお願いします。

このワーキンググループでの検討事項としましては、定款関係、出資金関係、経営シミュレーションに関する関係者との調整、組織体制、基本設計準備、会社設立準備、開業までの対応としておりまして、検討事項は適宜追加することとしています。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、(3) 検討会での主な意見です。

事務局からの説明に対しまして、整備検討会の取りまとめ、ワーキンググループの設置

については了承されました。委員の方々からは、整備検討会は継続して、ワーキンググループの検討経過等について報告をする、高知市については、検討会での方向性については賛成、また消費者の立場からは、新食肉センターは食育や環境に配慮した施設を検討してもらいたいということ、また生産者からは、肉用牛の頭数や販売額が増加しているときに、出荷した牛が高度な衛生処理ができることで、さらなる付加価値が生まれると期待しており、できるだけ早く新センターが完成することを望んでいる、JAでも、施設の整備費の是非についてさまざまな意見があったが、食肉供給の場であるセンターの整備がおくれないといけないといった意見がございました。

2 説明会の概要ですが、2 ページをお願いします。

2 説明会の概要の（2）主な説明内容をごらんください。

高知県新食肉センター整備検討会で取りまとめられました整備の方向性につきまして、四万十町以東の28市町村の皆様方に御理解いただくため、2月13日に高知県新食肉センター整備に係る説明会を開催しました。

①の新食肉センター整備検討会での検討内容については、先ほど御説明した内容ですので、省略します。

②の新食肉センターの施設整備負担の考え方については、8 ページ以降にあります資料を使って説明します。

それでは、8 ページをお願いします。

1 の新食肉センターの負担割合の考え方の前提をごらんください。

実施設計費を含む施設整備費用は、県、市町村、JA等で負担します。施設整備費用は、牛メーンで、概算ですけれど約36億円ですが、この36億円については今後大きく変動する可能性がございます。施設整備費用のうち屠畜部分は、公共団体、県及び市町村が新会社に対します補助金として負担し、屠畜以外の部分はJA等が負担することとしています。整備費用を約36億円と想定しますと、県が5分の2の14.4億円、市町村が5分の2の14.4億円、JA等が5分の1の7.2億円を負担することになります。

それでは、3 負担額の考え方をごらんください。

28市町村全体の負担額については、公共団体が負担する28.8億円の半分である14.4億円を28市町村で負担することとしています。

なお、その下の財政状況による措置分については、（3）で御説明します。

（2）各市町村の負担額については、食肉センターは生産農家だけではなく流通加工業者、消費者などに幅広く恩恵をもたらしているということから、人口割2分の1、肉用牛の飼育頭数2分の1で配分することとしています。

それでは、9 ページをお願いします。

（3）財政規模による措置については、飼養頭数の金額が、市町村の標準財政規模、こ

これは県内市町村普通会計決算見込み、これの1%を超える金額となる市町村については人口割の負担割はなしとしまして、人口割の負担額を軽減した額の相当については県がこれを負担することとしています。

次に、2ページをお願いします。

2ページに戻っていただきまして、(3)検討会での主な意見です。

事務局からの説明に対しまして、参加者の方々からは、れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の計画に新食肉センターを入れることについて県から高知市に働きかけてほしい、輸出はいつごろ開始するのか、改修などが必要となった場合は市町村も負担するのか、機器の更新の市町村負担は続くのか、飼育頭数割に繁殖農家は入るのかなどといった意見などがございました。

これらの御意見については、委員会資料の報告事項の別冊、15ページをお願いします。

施設の整備費用については、屠畜部分の整備については建物の整備費と同様に市町村に負担をお願いすること、将来施設を建てかえる際は改めて市町村と協議すること、将来の施設の建てかえまでに生じる建物や設備の維持修繕費、設備の更新費用、機能向上のための設備の導入費用などは経営に伴うコストとして考え、新会社の純利益の積み立てなどでその都度対応すること、そのため市町村の負担は求めない方向で新センター整備に向け検討を行うワーキンググループで協議すること、また当然のことですけれども、設備や建物は適正に使用することや、適切かつ十分なメンテナンスを施し、できるだけ長期間使用できるように努めることとお答えしています。

次、この資料の36ページをお願いします。

飼養頭数割に繁殖農家も加えていることの考え方としまして、繁殖農家では生後約8から9カ月で肥育農家がい取りまでの子牛、そしてその子牛を産む母親を飼育していること、そしてこの子牛は肥育農家に渡り、約28カ月まで育てられた後に食肉センターで処理されることや、この子牛を産んだ母牛も、高齢化などで飼育をやめ出荷される場合にも同じく食肉センターで処理されることから、市町村負担の積算基礎となります肉用牛の飼育頭数には繁殖農家で飼育されている頭数も含まれているとお答えしています。

この別冊資料の1ページからの新食肉センターに関する疑問にお答えしますについては、新食肉センターの整備については、これまでの整備検討会で協議し了承していただいた事項や、市町村の皆様からの御質問のあった事項について、市町村の皆様や市町村の議員の方にも説明できるよう、県の考え方をまとめたものです。この資料については、市町村や関係機関の皆様の意見をお聞きしながら追加更新したいと考えています。

なお、別冊資料の37ページ以降は、先ほど御説明しました整備検討会の詳細版となっています。

当課からの説明は以上です。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 しっかりと進めていただきますようによろしく願いいたします。

以上で質疑を終わります。

◎梶原委員長 以上で農業振興部を終わります。

それでは、お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 ここで、委員の皆様にお知らせをいたします。

先週9日に協議をしましたルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング高知工場にお伺いをして現地調査を行う件ですが、16日金曜日の午後3時にお伺いをする事で日程調整をいたしました。

16日は、こちら第3委員会室で午後1時から委員長報告の案を協議する予定です。その後、2時に議事堂をバスで出発し、3時からルネサス高知工場の現地調査を行い、4時くらいには向こうを出まして、こちらに戻るのが5時前くらいになるかと思います。

また、ルネサス高知工場での現地調査においては、先日、上田副委員長とともに東京のほうにお伺いした際に、香南市の商工水産課長も同行しておりまして、今回、香南市議会のほうも同席をさせていただきたいとの意向が伝わってきておりまして、議長等々になるのかと思いますが、これは御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、16日は以上のスケジュールを予定していますので、よろしくお願いをいたします。

以後の日程については、明日10時から行います。

本日の委員会はこれにて終了いたします。

(16時51分閉会)